

# 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画

(DV被害者支援計画を含む)

【平成23年度～平成32年度】



平成23年3月

吉野ヶ里町





## ご挨拶

男女共同参画社会の実現はわが国において21世紀の最重要課題の一つと位置づけられています。男女がともにその能力と個性を十分に発揮できるまちづくりは、吉野ヶ里町が目指す、「笑顔があふれる“わ”のふるさと」の実現のためにも重要な課題と捉えています。



この度、本町における男女共同参画をよりいっそう進めていくために、吉野ヶ里町男女共同参画基本計画を策定いたしました。

本計画の中では、本町の男女共同参画をとりまく現状についての調査・研究に基づき、「思いやりのまち 吉野ヶ里町」を基本理念とし、今後の取り組みを推進していくこととしています。

職域、学校、地域、家庭などにおいて、男女がお互いに“思いやり”をもってお互いを理解する姿勢が男女共同参画社会の実現の“かなめ”といえるのではないのでしょうか。

また、今回は配偶者からの暴力についてのDV被害者支援計画を包含した計画となっており、今後は本計画をもとに関係機関とのさらなる連携の強化など体制の整備を進めていきます。

ドメスティック・バイオレンスなどをはじめとするあらゆる暴力は、あってはならない重大な人権侵害であり、町民が一丸となって暴力の根絶を目指していかなければなりません。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定部会の委員の皆様、吉野ヶ里町男女共同参画を進める会の皆様をはじめ、町民アンケート調査や意見交換会などでご協力いただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成23年3月

吉野ヶ里町長 江頭正則

## < 目 次 >

．計画の策定にあたって	1
1．吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定の趣旨	2
（1）男女共同参画の推進について	2
（2）吉野ヶ里町男女共同参画の取り組みの経緯	3
2．男女共同参画基本計画策定の目的及び位置づけ	4
（1）吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定の目的	4
（2）吉野ヶ里町男女共同参画基本計画の位置づけ	4
（3）計画期間	4
．吉野ヶ里町の男女共同参画をとりまく現状	5
．計画の基本理念、基本目標	7
1．基本理念	8
2．課題の整理と基本目標の設定	9
3．目標の体系	13
4．施策の体系	14
．施策の方向性	15
【基本目標1】地域における男女共同参画の積極的な啓発・教育	16
1．思いやりのある家庭づくり	16
（1）家庭での男女共同参画に関する啓発	16
（2）男性の家事参画の促進	18
2．思いやりのある地域づくり	20
（1）地域での男女共同参画に関する啓発	20
（2）地域団体の活動支援	22
（3）生涯学習における男女共同参画の推進	24
3．思いやりの心を育てる教育の推進	26
（1）男女共同参画に関する教育の推進	26
【基本目標2】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のための支援策の充実	30
1．イキイキ働ける就業環境の整備	30
（1）仕事と生活の調和のための啓発	30
（2）子育てしながら安心して働ける環境づくり	33
（3）個性と能力を発揮するための支援	35
2．農業・商工業等の自営業における女性の地位向上	37
（1）農業・商工業等の自営業における女性の地位向上	37

### 【基本目標3】(DV被害者支援計画)

女性に対する暴力の根絶と安心して生活できる健康・福祉施策の充実	39
1. ドメスティック・バイオレンス(DV)等の人権侵害行為の根絶	39
(1) DV等の人権侵害行為の根絶に向けた啓発	39
(2) DV被害者の支援体制の整備	42
(3) DV被害者の自立支援	43
2. セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)等の防止と被害者の支援	45
(1) セクハラ等の防止と被害者の支援	45
3. 健康・福祉施策の充実	47
(1) 性差に応じた健康支援の推進	47
(2) 子育て・介護支援等の充実	49
(3) 安心して生活できる環境の整備	51

### 【基本目標4】吉野ヶ里町における男女共同参画推進体制の整備

1. 政策・方針決定の場への男女の対等な参画の推進	53
(1) 審議会・委員会等における女性の登用	53
2. 庁内における男女共同参画の推進	55
(1) 町職員の意識向上	55
(2) 女性職員の管理職への登用や職域の拡大、能力開発	55
(3) 刊行物などの男女共同参画の視点での表現の推進	55
3. 計画の推進	56
(1) 庁内体制の整備	56
(2) 男女共同参画を進める会の設置	56

資料編	57
〔資料1 吉野ヶ里町の男女共同参画をとりまく現状〕	58
〔資料2 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定部会委員名簿〕	71
〔資料3 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定庁内委員会名簿〕	72
〔資料4 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定の経緯〕	73
〔資料5 関係法令〕	74
〔用語解説〕	79



計画の策定にあたって

## ．計画の策定にあたって

### 1．吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定の趣旨

#### (1) 男女共同参画の推進について

わが国では、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取り組みとも連動しながら男女共同参画に関係する取り組みが進められてきました。

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が成立し、法に基づいて男女共同参画基本計画が策定されました。平成 22 年には、第 3 次の男女共同参画基本計画が策定され、以下の 15 の項目が柱となっています。

男女共同参画基本法は、国だけでなく、都道府県や市町村に対しても計画の策定を求めており、佐賀県では、平成 13 年に佐賀県男女共同参画基本計画が策定されています。

それぞれ地域が異なる条件を活かしつつ、少子化など急速に進む社会情勢の変化を的確にとらえ、多様で活力ある地域づくりを積極的に進めることが求められています。

#### 第 3 次男女共同参画基本計画の施策の柱

- 1．政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2．男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3．男性、子どもにとっての男女共同参画
- 4．雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 5．男女の仕事と生活の調和
- 6．活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- 7．貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 8．高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 9．女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 10．生涯を通じた女性の健康支援
- 11．男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 12．科学技術・学術分野における男女共同参画
- 13．メディアにおける男女共同参画の推進
- 14．地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- 15．国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

#### 男女共同参画社会とは…

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」と定義されています。なお、単に女性の参加の場を増やすだけでなく、その場において政策・方針の決定、企画等に加わるなど、より主体的な参加姿勢を明確にするために、「参画」という用語を用いています。

## (2) 吉野ヶ里町男女共同参画の取り組みの経緯

本町は、「吉野ヶ里町総合計画」(計画期間：平成20年度～平成29年度)に定めた施策に基づいて、男女共同参画についての取り組みを進めてきました。以下に平成20年度、21年度の取り組みを示します。

期 日	内 容	実施主体	
平成 20年度	10月2日	第1回進める会 ・今後のスケジュール ・講演会開催について ・町民意識調査等について ・アドバイザー選任について	吉野ヶ里町男女共同参画を進める会
	10月10日	第2回進める会 ・佐賀大学文化教育学部長 上野景三先生の講演会(56人)	吉野ヶ里町男女共同参画を進める会
	12月3日	第3回進める会 ・アドバイザー紹介、基調講演(西九州大学 香川せつ子教授) ・町民意識調査等の素案	吉野ヶ里町男女共同参画を進める会
	12月	中学生アンケート実施 (中学生3年生全員169人)	町
	平成21年 1月13日	第4回進める会 ・町民意識調査等の調査内容確認	吉野ヶ里町男女共同参画を進める会
	2月	町民意識調査(2,000人)及び職員意識調査(142人)実施	町
	3月	意識調査集計・分析	町
	平成 21年度	6月24日	第1回進める会 ・意識調査結果報告 ・県内の男女共同参画の現状説明
7月17日		第2回進める会 ・視察研修(大野城まどかぴあ)	
9月4日		第3回進める会 ・講演会 (大野城まどかぴあ館長 林田スマ氏)	
10月27日		第4回進める会 ・提言理由と具体的提言について	
平成22年 1月27日		第5回進める会 ・提言書全体についての最終協議	
2月5日		進める会から町長へ提言書提出	

## 2. 男女共同参画基本計画策定の目的及び位置づけ

### (1) 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定の目的

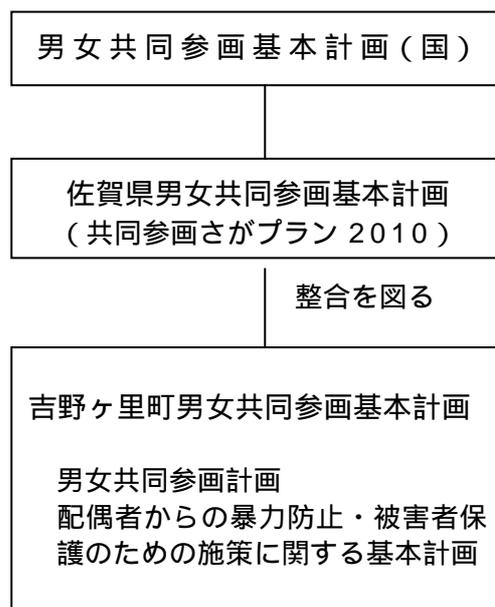
本町を取り巻く社会情勢及び町民の意識、価値観の変化等を踏まえて、総合的、計画的に男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画基本計画の策定を行います。

### (2) 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画の位置づけ

吉野ヶ里町男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、施策の推進計画を含むものとして策定しました。

さらに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正(平成19年7月)により、「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(DV被害者支援計画)の策定が努力義務となったことから、DV被害者支援計画(基本目標3)を含む計画とします。

計画策定にあたっては、吉野ヶ里町総合計画に基づくとともに、国の男女共同参画基本計画及び佐賀県の男女共同参画基本計画と整合を図っています。



### (3) 計画期間

本計画の期間は、平成23年度(2011年)から平成32年度(2020年)までの10年間とします。

また、施策の実施状況や法令、社会情勢などの変化に対応するために、中間年度に計画の見直しを行います。

# 吉野ヶ里町の男女共同参画をとりまく現状

## ・吉野ヶ里町の男女共同参画をとりまく現状

### 人口（P58～61 参照）

---

- ・人口は増加傾向です。平成2年から平成17年までの15年間で、女性人口は162人、男性人口は260人、人口総数は422人の増加です。性比では、女性のほうが多い傾向が続いています。
- ・年齢3区分別では、老年人口（65歳以上）の構成比の増加、年少人口（1～14歳）の構成比の減少が続いており、少子高齢化が進行しています。佐賀県の年齢構成比と比較すると、本町の方が、年少人口（1～14歳）の割合が高く、老年人口（65歳以上）の割合が低くなっています。

### 出生の動向（P62 参照）

---

- ・出生数は、佐賀県の値は横ばいですが、本町は平成18年から平成20年にかけて減少傾向です。

### 婚姻の動向（P63 参照）

---

- ・婚姻件数、離婚件数とも平成18年から平成20年にかけて減少しており、婚姻件数は減少傾向が大きくなっています。
- ・平成17年の未婚率は、男性31.8%、女性24.6%と、男性の方が高くなっています。佐賀県と比較して、男女とも、未婚率が高くなっています。

### 世帯の動向（P64～66 参照）

---

- ・平成18年から、平成21年にかけて、総世帯数は増加傾向にありますが、平均世帯人員は減少傾向にあります。世帯分離等によるものと推察されます。
- ・平成12年と平成17年を比較すると、18歳未満児童のいる世帯数の割合は減少していますが、佐賀県と比較すると、18歳未満児童のいる世帯数の割合は高くなっています。
- ・母子世帯が父子世帯に比べて多く、平成12年と平成17年の比較では、母子世帯数、父子世帯数ともに増加しています。

### 女性の就労状況（P67～69 参照）

---

- ・15歳以上のすべての年齢層において、女性の就業率は男性に比べて低くなっています。
- ・女性の結婚、出産が多くなっていると思われる25歳から49歳にかけて、就業率が低く、グラフが谷を描いています。佐賀県の15歳以上の女性の就業率と比べると、本町の女性の方が就業率が低くなっています。
- ・産業別就労者数をみると、管理的職業、保安業、運輸・通信業において、特に女性の割合が低くなっています。
- ・就業上の地位をみると、臨時雇用、家族従業者、家庭内職者における女性の割合が高くなっています。

### 女性の方針決定の場への参画（P70 参照）

---

- ・首長、自治会長、議員に関して、現在女性はいません。
- ・審議会・委員会等への女性の登用率は、吉野ヶ里町が総合計画に掲げた目標の30%と比較して低い割合となっています。
- ・町における管理職総数（課長級以上）は現在25名のうち、女性は2名です。



# 計画の基本理念、基本目標

## ．計画の基本理念、基本目標

### 1．基本理念

---

男女共同参画社会とは、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かちあいつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。“参画”とは、単に参加するというだけではなく、積極的に意思決定に加わるということを意味しています。

吉野ヶ里町では、吉野ヶ里町男女共同参画を進める会が、住民意識調査の結果をもとに男女共同参画社会の実現に向けた議論を行い、平成 22 年 2 月、『「思いやりの町」吉野ヶ里町 男女共同参画施策の取り組みについての提言書』を町長へ提出しました。

提言書では、男女共同参画の推進に関する協議を進める中で、男性も女性も、お互いに相手の立場や状況を理解し協力しあうという“思いやり”の気持ちを持つことが、男女共同参画社会の実現のために重要なこととして位置づけられています。

そこで、吉野ヶ里町男女共同参画基本計画においては、以下の基本理念のもとに施策を推進します。

#### 基本理念

**「思いやりのまち」  
吉野ヶ里町**

男性も女性も、吉野ヶ里町のすべての人が、お互いを思いやる心を持ち、協力することで、男女共同参画社会を実現します。

## 2. 課題の整理と基本目標の設定

基本理念「思いやりのまち 吉野ヶ里町」の実現に向け、住民意識調査、関係団体のヒアリング調査を行い、それらの課題を整理し、基本目標を設定しました。

### 地域づくり・教育についての課題

#### < 住民意識調査 >

- ・男女共同参画に関する法律や制度の周知
- ・男女共同参画社会の必要性についての意識啓発
- ・お互いの立場についての理解・協力と、ともに責任を負うことへの意識啓発
- ・男性の家事や育児・介護などへの参画意識の醸成
- ・家庭における男女共同参画教育についての意識啓発
- ・地域リーダーの育成
- ・地域活動や行事における性別による役割分担などの慣習の見直し
- ・男女共同参画教育の一環としての職業教育
- ・男女で協力して家庭生活を送るための、家事など生活技能の獲得に関する教育
- ・性別にとらわれず、個人の能力や希望を活かすことができるような教育、進路指導
- ・次世代に対する、結婚や子どもを持つことについての学習の機会の確保

#### < ヒアリング調査 >

- ・男女共同参画は男女を同一にすることではない。
- ・女性も甘えているところがある。女性の気持ちが前向きになることが大切。
- ・男女共同参画の必要性がわからない。
- ・家庭の役割分担は夫婦間の話しあい、理解が必要。
- ・世代により差がある。子ども夫婦は一緒に台所に立っている。
- ・まずは家庭の中での啓発が重要だと思う。
- ・地域において、「女のくせに」という考え方はだいぶ改善されてきたが、まだ根強い。女性が意見を言いにくい雰囲気がある。
- ・女性を区長にという推薦があったが、他からの反対があった。
- ・地域の行事のとき、女性だけが最後まで片付けをしている。
- ・子どもには男女関係なく好きなことに挑戦して欲しい。
- ・命の大切さの視点や性感染症などの性教育が必要。

男女共同参画  
についての  
理解の促進

家庭の中での  
お互いの理解

地域の場での  
お互いの尊重

次代への  
男女共同参画  
に関する教育

### 基本目標 1

#### 地域における男女共同参画の積極的な啓発、教育

地域や家庭の場において、思いやりや支えあいの気持ちを持つことの重要性に関して理解を求めていきます。また、次代を担う子どもに対しても男女共同参画に関する教育を推進します。

1. 思いやりのある家庭づくり
2. 思いやりのある地域づくり
3. 思いやりの心を育てる教育の推進

## 労働環境についての課題

### <住民意識調査>

- ・在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度の導入
- ・長時間労働の短縮等働き方の見直し
- ・育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境づくり
- ・育児休業・介護休業制度利用中の職場における地位の確保、情報提供
- ・職場内の保育施設の充実や保育時間の延長など、保育サービスの向上
- ・父親の子育てへの参加についての取り組み
- ・子育てにおける経済的な支援
- ・事業所への男女雇用機会均等法などの周知徹底、職場における男女間の格差の是正

### <ヒアリング調査>

- ・夫は全く休みがなくなる時期もあり、体調を崩したことがある。
- ・仕事中心で生活のバランスが悪く、生活に余裕がない。
- ・父親の地域活動への参加が少ない。もっと参加して子どもに後姿を見せて欲しい。
- ・正社員で働いており、学校行事のときは融通してくれるが、甘えてばかりはられないのが現状。
- ・子育てをしていると女性の就労は難しい。
- ・保育所や一時預かりなどの子育て支援を充実させること。
- ・事業所での、出前講座による働き方に関するセミナーの実施をしてもらいたい。
- ・家族に問題があったときに休める体制など、会社の理解が欲しい。
- ・民間事業所の男性の育児休業を取りやすくするための施策を考えて欲しい。
- ・女性でも、能力、実力があれば管理職のポストにつくことは当然である。
- ・仕事では夫婦で協力するが、家庭のことはすべて妻になっている。  
(商工会女性部)

仕事と生活の  
調和の実現

労働者に対する  
子育て支援

事業所に向けた男女共同参画についての啓発の推進

自営業における仕事と家庭の分かちあい

## 基本目標2

### ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のための支援策の充実

仕事、家庭、地域の生活が希望どおり調和され、男女ともに生き生きと働ける就業環境の整備を推進します。また、子育てしながら安心して働ける環境づくりに取り組みます。

1. イキイキ働ける就業環境の整備
2. 農業等自営業における男女共同参画の推進

## 健康・福祉についての課題

### <住民意識調査>

- ・DVの防止に関する意識啓発
- ・DVに関する相談窓口の周知、情報提供
- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての意識啓発、防止の取り組み
- ・福祉・保健分野における個人の生活に応じた支援や制度の充実、情報提供
- ・介護サービスの充実
- ・子どもを安心して産める制度や環境の整備

### <ヒアリング調査>

- ・DVの問題は家庭の中のことで介入しにくい。
  - ・DVに関しては、前後の関わりが大事だと思う。
  - ・DVは、普段からの把握と、緊急時の対応ができる体制が必要。
  - ・DVは暴力を受けていない子どもまで精神的に影響を受ける。
  - ・夫は暴力を振るうが、それ以外は優しいので、周りからは理解されない。
  - ・被害者は女性だけでない。女性から男性への言葉の暴力もある。
  - ・どこまでが虐待になり、どこまでがしつけなのかわからない時がある。
- 
- ・職場でセクハラを経験した。会社の人に相談したがかえって状況が悪化した。
  - ・セクシュアル・ハラスメントは職場での人間関係に関わるため、慎重な対応が必要。
- 
- ・介護でストレスが溜まっている。
  - ・地域での高齢者の見守り、交流は大切だと思う。
  - ・子育てにおいて気軽に相談できる窓口があることが重要である。
  - ・ネグレクトが疑われる子がいる。
- 
- ・運動不足だと感じている。
  - ・産後あまり休むことができず仕事に復帰した。

DV等  
人権侵害行為の根絶  
と被害者の  
支援

セクハラ  
の防止と被害者の  
支援

育児支援、介護  
支援の充実

男女の  
健康支援

### 基本目標3

#### 女性に対する暴力の根絶と 安心して生活できる健康・福祉施策の充実

ドメスティック・バイオレンス(DV)等の人権侵害行為の根絶とセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)の防止に関して啓発を行うとともに、被害者に対する支援を行います。また、個々の状況に応じた福祉サービスの充実や、男女それぞれに必要な健康支援に取り組みます。

1. ドメスティック・バイオレンス(DV)等の人権侵害行為の根絶
2. セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)等の防止と被害者の支援
3. 健康・福祉施策の充実

## 推進体制についての課題

### < 住民意識調査 >

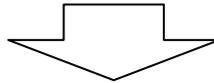
- ・町職員の男女共同参画に関する意識向上
- ・町行政における女性の管理職等への積極的登用
- ・町女性職員に対する研修等への積極的な参加の推進、人材育成
- ・町における男女共同参画についての連携体制づくり
- ・地域活動参加の導入に関する取り組み
- ・地域一体となった子育て支援等、女性が地域の場に出て行けるような環境づくり
- ・事業所や各種団体に対して女性が指導的立場に立つことへの理解促進、協力要請

### < ヒアリング調査 >

- ・女性の方針決定の場への参画が少ない。
- ・女性の議員など、もっと増えて欲しい。
- ・地域の建物を見ると、女性の目線が入っていないと感じる。
- ・地域活動には女性は男性より参加しているように感じるが、建設計画などは参加がない。
- ・まずは町での女性の登用に力を入れてほしい。

方針決定の場  
への女性の登  
用

町行政におけ  
る男女共同参  
画の推進



## 基本目標 4

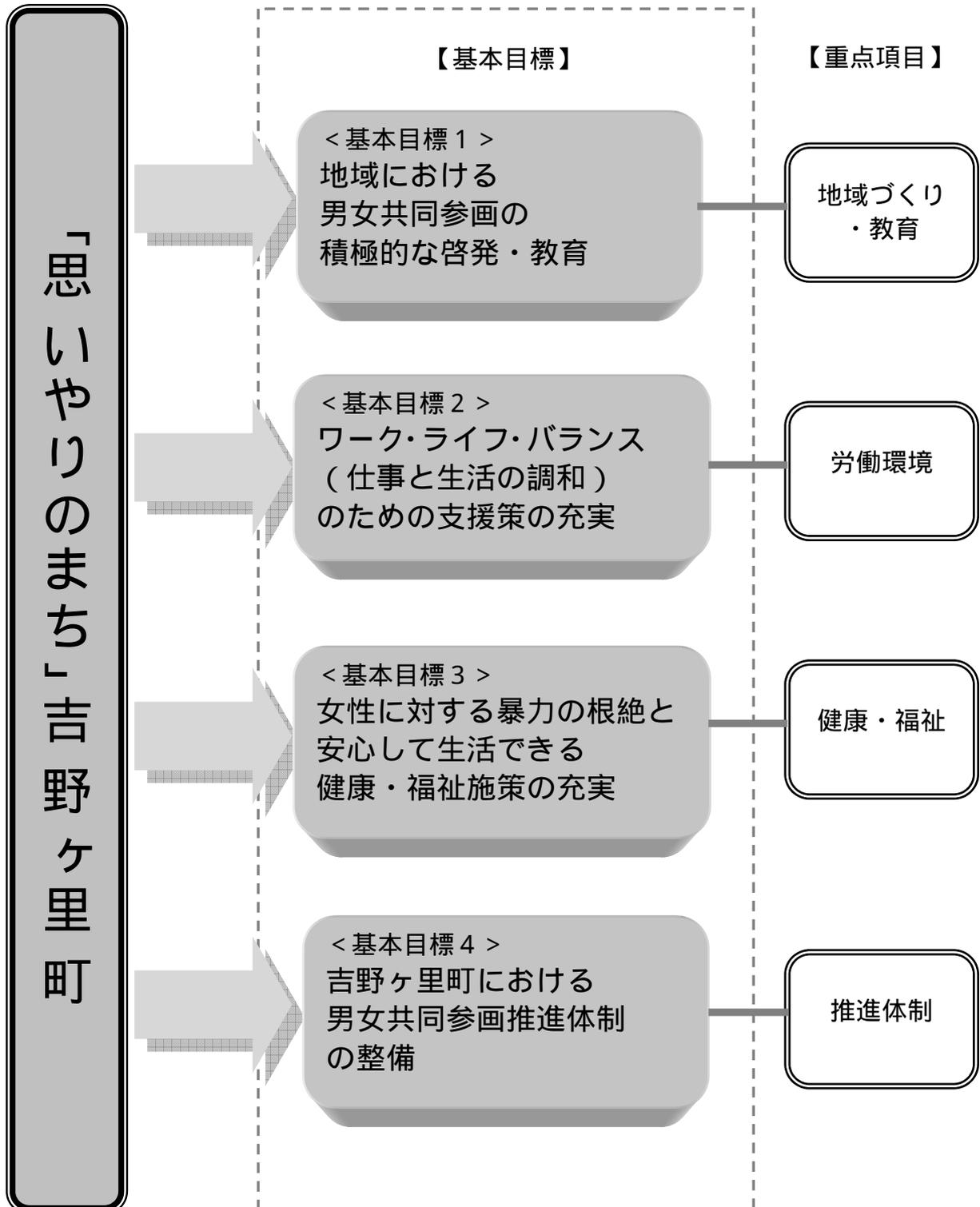
### 吉野ヶ里町における男女共同参画推進体制の整備

町の政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。また、男女共同参画に関する取り組みのけん引役として、町行政における男女共同参画を積極的に推進します。計画の推進においては、町行政、地域、事業所が一体となって取り組みます。

1. 政策・方針決定の場への男女の対等な参画の推進
2. 庁内における男女共同参画の推進
3. 計画の推進

### 3. 目標の体系

基本理念「思いやりのまち」吉野ヶ里町」の実現に向け、4つの基本目標、重点項目のもとに施策を推進します。

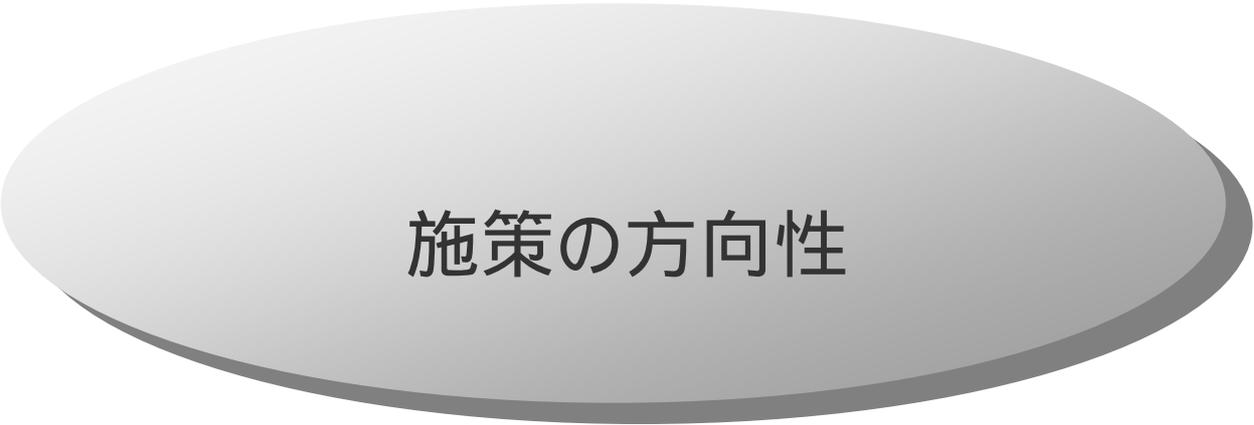


## 4. 施策の体系

住民意識調査、関係団体のヒアリング調査をもとに、必要な施策の方向性を設定します。

網掛けは重点施策として推進します。

「基本目標1」	地域における積極的な啓発・教育の推進	1	思いやりのある家庭づくり	(1) 家庭での男女共同参画に関する啓発 (2) 男性の家事参画の促進
		2	思いやりのある地域づくり	(1) 地域での男女共同参画に関する啓発 (2) 地域団体の活動支援 (3) 生涯学習における男女共同参画の推進
		3	思いやりの心を育てる教育の推進	(1) 男女共同参画に関する教育の推進
「基本目標2」	ワーク・ライフ・バランスの充実	1	イキイキ働ける就業環境の整備	(1) 仕事と生活の調和のための啓発 (2) 子育てしながら安心して働ける環境づくり (3) 個性と能力を発揮するための支援
		2	農業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進	(1) 農業・商工業等の自営業における女性の地位向上
「基本目標3」	女性に対する健康・福祉施策の充実	1	ドメスティック・バイオレンス(DV)等の人権侵害行為の根絶	(1) DV等の人権侵害行為の根絶に向けた啓発 (2) DV被害者の支援体制の整備 (3) DV被害者の自立支援
		2	セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)等の防止と被害者の支援	(1) セクハラ等の防止と被害者の支援
		3	健康・福祉施策の充実	(1) 性差に応じた健康支援の推進 (2) 子育て・介護支援等の充実 (3) 安心して生活できる環境の整備
「基本目標4」	吉野ヶ里町における男女共同参画推進体制の整備	1	政策・方針決定の場への男女の対等な参画の推進	(1) 審議会・委員会における女性の登用
		2	庁内における男女共同参画の推進	(1) 町職員の意識向上 (2) 女性職員の管理職への登用や職域拡大、能力開発 (3) 刊行物などの男女共同参画の視点での表現の推進
		3	計画の推進	(1) 庁内体制の整備 (2) 男女共同参画を進める会の設置



施策の方向性

## ．施策の方向性

### 【基本目標 1】

### 地域における男女共同参画の積極的な啓発・教育

#### 1．思いやりのある家庭づくり

##### (1) 家庭での男女共同参画に関する啓発

##### 現状と課題

男女共同参画の実現には、“まずは家庭から”という声もあります。男女がともに思いやりを持って家庭をきずくことはなぜ必要とされているのでしょうか。

##### 町民の声

今までずっとこのやり方できたから・・・

もう少し家事を分担してくれたらなあ・・・

### なぜ思いやりが必要？

家庭において、女性の地位が低いものとされていた歴史的背景があり、女性の人権を守る必要があります。また、逆に男性ばかりが責任を負う立場にあったことも事実です。

- ・町民意識調査で差別を受けた経験をたずねたところ、家庭において「夫の言うとおりにしていれば良い」といわれたり、「女は家庭のことはすべてしなくてはならない」と決め付けられたりした経験のある人がいます。嫁という立場で行動が制限され、辛い思いをしたという人もいました。家長制度などの影響で、女性の意見が無視されたり決定権がなかったりした歴史的背景があり、差別をなくす必要があります。
- ・男性は常に一家の責任者としての役割を担う立場にありました。女性も男性任せにするのではなく、ともに家庭をつくる意識を持ち、責任を受け止めることが必要です。

夫婦の間でよく話しあったうえで協力している家庭と、話しあいがなく、特定の人に負担がかかっている家庭があります。

- ・家庭において、話しあいのもとに、喜びも責任も分かちあうことができている家庭と、特定の人がかつい思いをしていても言い出せない家庭があるようです。従来からの固定的な性別による役割分担にとらわれず、皆が笑顔になれるように協力することが大切です。

世代間や男女間では、考え方に差があり、お互いを思いやる気持ちが必要です。

- ・町民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、年代が若いほど反対する人が多い状況です。男女共同参画の意義を広めるとともに、それぞれの考え方を押し付けるのではなく、ともに今を生きる世代としてお互いを理解する気持ちが必要です。

## 町民の取り組み

お互いを思いやる気持ちで家族みんなが支えあい、喜びも責任も分かちあえる家庭にします。「ありがとう。」の気持ちがあれば、お互いを気遣うことができ、きっとうまくいくでしょう。

<合言葉> 夫婦の会話毎日 20 分！

## 行政の取り組み

1 )思いやりによる家事や仕事の分かちあいに向けた取り組み	担当課
家庭での男女共同参画の重要性の普及のため、広報紙などを活用した継続的な啓発活動を推進します。	総務課
地域行事などの皆が集まる機会を利用した啓発や、国の男女共同参画週間(6月23日から6月29日)に合わせた取り組みを行うなど、機会をとらえた啓発を行います。	総務課
男女共同参画に関する図書や小冊子などによる情報提供を行います。	総務課

## 思いやりコラム

生活をより良くしたい気持ちはみんな一緒！

性別による固定的な役割分担にとらわれていることで、逆に生活しづらくなっているかもしれません。

相手の立場に立って考えてみましょう。

負担が大きい人はいませんか？

### 町民意識調査より

女性、50歳代  
身体がきつい時でさえも家事は女性の仕事とされている。

男性、50歳代  
女性が優遇されるところもいっぱいある。  
男性は男性でつらい。

お互いの立場の理解  
男女共同参画の意義の理解

女性、30歳代  
女性は家事、仕事、育児、たくさんのものを背負ってしまう立場に置かれることが多い。

女性、60歳代  
女性は家を守っていくべきではないかと思う。

## ( 2 ) 男性の家事参画の促進

### 現状と課題

吉野ヶ里町では、家庭の仕事は女性の役割とされている家庭が多いようですが、男性が家事をすることにも大きな意味があります。

#### 町民の声



### こんな意見がありました！

家庭の仕事をすることは、男性にとって良いことである！

- ・女性からは、「男性は一人になった時、家のことが出来なくて困るのではないか。」という男性を気遣う意見が多く出ました。より良い生活を送るための技術を身につけることは、男性にとっても重要なことです。
- ・子育てに関して、子どもともっと関わりたいと考えている男性もいます。また、料理が好きな男性もいます。家庭の仕事の喜びや発見を女性だけのものにしてしまうなんてもったいないことです。女性も、男性が家事や育児や介護等に関わることについて理解し、協力する必要があります。

夫婦で協力してやることが我が家では当たり前ですよ。

- ・男性へのヒアリング調査では、家庭の仕事の分担について、夫婦共働きで、出来る方が率先してやっているという人や、元々どちらかの仕事としておらず、協力することが当たり前という意識の人がいました。
- ・「洗濯はボタンを押すだけでしょ。」と言った男性に対し、日頃から洗濯をしている男性が「干して畳んで片付けるまでが洗濯で、大変なんですよ！」と反論。やってみて初めて大変さがわかるようです。家事も労働であることを理解する必要があります。

## 町民の取り組み

男性は家事、育児、介護等家庭の仕事に積極的に関わります。  
 女性は男性が家事等に参画することについて理解、協力します。

<合言葉> 休みのランチはパパご飯！

## 行政の取り組み

1) 男性が家事に参画することについての啓発の推進	担当課
男性が家事に参画することの意義などに関する啓発を行います。	総務課
2) 家事・育児・介護等技術の男性への学習機会の提供	担当課
介護講座や子育て講座、料理教室などに関して、男性が参加しやすい講座にします。事業所に向けて子育て出前講座などを行います。	社会教育課 福祉課

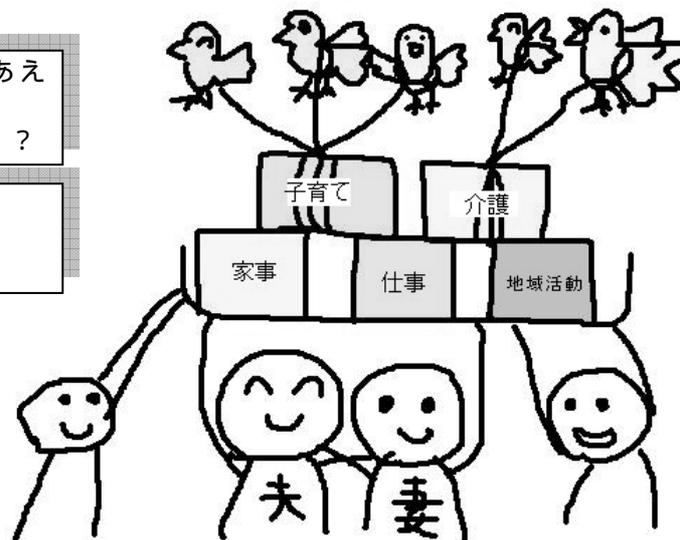
## 思いやりコラム

家庭での男女共同参画は  
 こういうイメージです！

各種サービス

大変なことも分けあえば、負担は半分！  
 笑顔は2倍？無限大！？

家族だからこそ、  
 良い時も悪い時も。  
 喜びも責任も。



## 2. 思いやりのある地域づくり

### (1) 地域での男女共同参画に関する啓発

#### 現状と課題

地域での方針決定は、男性が中心になっているようです。男女がともに地域の場で発言できる環境を整えることは、大きな利点があります。

#### 町民の声



### 地域での男女共同参画はなぜ必要？

男女に関係なく知恵を結集できる環境は、地域の発展につながります。

- ・ヒアリング調査では、女性が地域の場で発言しても、「女のくせに」という雰囲気があるという意見が聞かれました。同じ女性でも、女性が発言することに抵抗がある人もいます。しかし、様々な観点やひらめきが活かされることで、地域は良くなるはず。一人ひとりの意見が尊重され、女性も発言することに前向きになれるような環境づくりが必要です。

地域の役職が男性に偏っています。女性自身が責任ある立場につくことを拒んでいる状況もあり、女性の意識改革が必要です。

- ・地域の役職はほとんどが男性です。女性が推薦を受けても、断っている状況もあることがわかりました。地域の発展のためには、男性だけに責任ある立場を任せるのではなく、女性も方針決定の場で活躍することが期待されています。しかしながら、女性が地域の場で積極的に参画するにあたっては、女性の意識を変えることだけでなく、家族をはじめとする周りの理解や協力を得る必要があります。

地域の行事の準備や片付けについて、女性に負担があるようです。

- ・行事の準備や片付けが女性の役割となっている地域があります。従来からの慣行を見直し、男性も女性も同じ立場で喜びも責任も分かちあえる活動にしていくことが大切です。

## 町民の取り組み

お互いを尊重し、まちの発展のために協力できる地域にします。  
女性も地域の場で積極的に発言しましょう。

< 合言葉 > 最初の意見は女性から！

## 行政の取り組み

1) 男性も女性もともに活躍できる地域づくりに向けた取り組み	担当課
皆が能力を発揮できる環境づくりのために、地域リーダーを中心として、地域での慣行の見直しを推進します。女性も男性もともに地域で能力を発揮できるよう、意識改革を行います。	総務課
2) 女性が地域の場で責任を果たすことへの意識啓発	担当課
女性が知識や経験を活かし、地域の方針決定に積極的に関わることについて、意識啓発を行います。	総務課

## 思いやりコラム

Q: 男女共同参画は女性のための理念なので、男性にはメリットがない。思いやりは男性にばかり求められていて、非難を受けているように感じるけど…。

A: 誤解です！男女共同参画の推進は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすい世の中にするのが目的です。

例えば、「男だから、しっかりしなさい。」「男だから、できるでしょ。」などと、男性であることを理由にされたり、逆に「男だから、我慢しなさい。」「男がそんなことするなんて、おかしい。」と、希望どおりのことができなかつたりした経験はありませんか。

男女共同参画は、このように、「男だから、女だから」という理由で制限されていたことを取り払うことで、個人としてのびのびとその個性と能力を発揮できるようにするための取り組みです。男性についても性別に関わる様々な不利益があったことについて、理解する必要があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、特に男性にとって重要な取り組みです。「男は仕事、女は家庭」という固定観念の中で、男性には家計を支える責任が一手に任されていました。そのため、仕事以外の生活を希望通りできなかったのが現状です。家事や育児などは人生を豊かにするものですが、そういった経験をする機会には男性には十分にありませんでした。地域や家庭において、男性が失うものも大きかったといえます。

## (2) 地域団体の活動支援

### 現状と課題

吉野ヶ里町では、様々な地域団体が地域でまちづくりに関わる活動をしています。女性も多数活躍しています。

#### 地域づくりに関わっている女性の声



### 地域団体はまちの財産！

地域団体で、女性が多数活動しています。

- ・地域づくりに関わる様々な団体で女性が活躍しています。特に地域づくりに長年関わってきた女性団体である婦人会については、会員の減少など運営に関する課題を抱えており、今後の活動のあり方なども含めた支援が必要とされています。

団体同士がお互いに協力できる体制が必要です。

- ・活動の活性化のため、地域団体がお互いに協力しあい、連携を図る必要があります。ネットワークを通じ、地域で活躍する女性の人材の情報を収集し、リーダーを育成することも重要です。

### 町民の取り組み

地域団体の活動を通じて、町づくりに関わります。

団体同士が連携し、男女共同参画の推進に取り組みます。

### 行政の取り組み

1) 地域団体への活動支援	担当課
女性が中心となった団体が様々な地域づくりの場で活躍しており、活動団体の把握と支援に取り組みます。活動の活性化等に関して連携体制を強化して取り組みます。	社会教育課

2 ) 地域団体の組織化	担当課
地域団体の情報交換や活動の活性化のため、団体を組織化します。また、それを活用し、女性の人材について情報収集を行います。	社会教育課

3 ) 女性の人材育成	担当課
女性が地域のリーダーとして活躍できるように、研修などを通じた人材育成を行います。	社会教育課



### (3) 生涯学習における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

吉野ヶ里町では、男女共同参画についての講演会の開催に取り組んでいます。男女共同参画について理解を深めるには、まずその意義について学ぶことが大切です。

#### 男女共同参画についての講演会に参加した人の声

講演会に参加してよかった！  
男女共同参画は身近な問題だと分かりました。

男女共同参画は、無理やりにすることでもないと分かって安心しました。自分の希望が実現できることが大切ね。

#### なぜ学ぶ必要があるの？

まずは男女共同参画の意義を知ってください！

- ・男女共同参画について、知っていますか？男女共同参画は社会をより良くするためのものですが、本質を理解しないままに反対をしている人もいるかもしれません。講演会において身近に感じられる話を聞いたことで、その意義に関して理解できた人も多かったようです。今後も男女共同参画に関しての講演会等を継続し、理解促進に取り組む必要があります。

様々なテーマについて学び、知識を深め、地域に還元することも大切です。

- ・生涯学習の場で様々な事柄について学習し、学んだ知識を男性も女性も地域の場に還元することも大切です。

#### 町民の取り組み

男女共同参画の意義について学びます。

生涯学習により、知識や能力の向上に努めます。

## 行政の取り組み

1) 男女共同参画に関する講演会の開催	担当課
住民誰もが参加できる講演会の開催を継続します。	総務課

2) 生涯学習における学習の機会の提供	担当課
社会教育団体の活動を支援します。 男女の知識や能力の向上のために、高齢者大学、成人大学、婦人学級等において学習の機会を提供するとともに、男女共同参画に関する内容をテーマとした学習会を開催します。	社会教育課



### 3. 思いやりの心を育てる教育の推進

#### (1) 男女共同参画に関する教育の推進

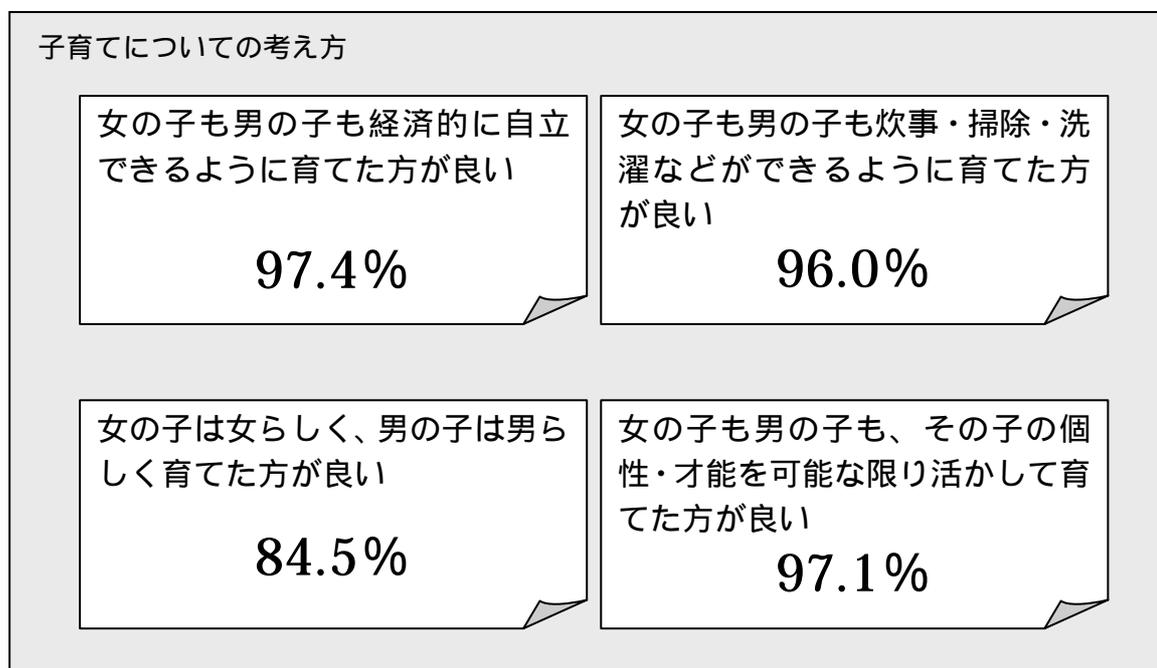
##### 現状と課題

ヒアリング調査や町民意識調査から、男女共同参画に関する教育について、様々な要望があることがわかります。学校、家庭、地域が共通認識を持ち、一貫した教育を行う必要があります。

##### 町民の声



##### 町民意識調査結果より



## 子どもの教育に関して望まれていること。

お互いを思いやる心を育てる教育を！

- ・就学前の段階から、親や友だちとの関係の中でお互いを大切にする気持ちを学ぶことなど、人権意識を育てていく必要があります。就学後も発達段階に応じて一貫してこのような教育を進めることが重要です。

学校における家庭科教育、職業教育を！

- ・学校において、家事技術などを学ぶ「家庭科教育」や、働くことの大切さを学ぶ「職業教育」について、社会の中で自立して生きることができるよう、性別に関係なく教えることが求められています。
- ・心と身体について学び、男女の身体的な違いなどを知ること、思いやりを持って行動できるような性教育を行う必要があります。
- ・指導にあたる教職員についても、認識を高めるため、啓発や研修が必要です。

女らしさ、男らしさも大切ですが、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が望まれています！

- ・「女の子は女らしく、男の子は男らしく育てた方がよい」という考え方が意識調査で多数意見となっています。これに関してヒアリング調査からは、礼節の心をはじめとした日本の文化や、身体的な違いからの教育への配慮は必要だという意見が多く出ています。他方、男女に関係なく個性や才能を伸ばす教育が望まれていることから、「女らしさ、男らしさ」が個性や能力を妨げることにならないようにしなければなりません。真に“子どものためになるかどうか”を基準として、子どもにとっての男女共同参画を進める必要があります。
- ・中学生の意識調査では、家庭で家事を手伝っている割合は女子が高く、家庭での男女の経験に偏りがあることがわかっています。多くの中学生が「将来、家事を夫と妻が同じくらいに行う」ことを理想としており、家庭の理解と教育が求められています。



## 町民の取り組み

### 学校・家庭・地域

子どもに愛することを教えます。子どもは愛について知り、人を思いやることの大切さを身につけることができますはずです。  
子どもが個性と能力を伸ばせるよう、子どもの挑戦を後押しします。

**<合言葉> 子どもの良いところを見つけよう！**

### 子ども自身

思いやりの気持ちを大切にしよう。相手に対して思いやりをもって接すれば、相手からも大切にされます。  
お手伝いやスポーツ、勉強など何でも挑戦しましょう。好きなことや得意なことがきっと見つかるはずです。

## 行政の取り組み

1) 就学前教育における男女共同参画の推進	担当課
相手を思いやる気持ちや協力することの大切さなど、就学前の段階から心を育てる教育を行います。	学校教育課
2) 学校教育における男女共同参画の推進	担当課
男女が協力し、家庭を築くことについての意義など男女共同参画に関する教育を行います。	学校教育課
家事や育児、介護等生活技術の獲得について、体験型学習なども取り入れた学習の機会づくりを行います。	学校教育課
性別にとらわれず、個性や希望、能力などに応じた進路指導を行うとともに、職場体験などを通じて働くことの大切さを学ぶ職業教育を推進します。	学校教育課
新聞、雑誌、インターネット等のメディアに関して、有害な情報や偏りのある情報などがあることから、自ら情報を選択できる能力を育てる学習の機会を確保します。	学校教育課

お互いの心と身体を大切にすることなど発達段階に応じた性教育を行います。また、エイズ等の性感染症の予防、薬物乱用防止など健康維持に関する正しい知識の普及を行います。	学校教育課
---	-------

3) 家庭教育の推進	担当課
学校と家庭教育との指導の一貫性が重要であるため、保護者に向け、学校とPTAが連携して、男女共同参画に関する家庭教育についての広報・啓発活動を行います。	学校教育課

4) 教職員に対する男女共同参画についての理解促進	担当課
教職員に対して、男女共同参画に関する研修等を行い、男女共同参画に関して共通認識を持って指導ができるようにします。	学校教育課

## 思いやりコラム

ある日のAさんとBさんの会話・・・

A : 女の子には料理させんといかんね !

B : それはそうばってん、男でも料理はしたほうがよかよ。

A : なんでそげん思うと ?

B : 今の時代、共働きも増えとるけんが、料理ができる男が“モテる”って聞いたよ。

A : 確かに。  
娘は『結婚しても働きたい。』って言いよったから、何でも手伝ってくれる夫のほうが、娘のためにはよかね。

B : 息子夫婦は、“男が手伝う”という意識じゃなくて、男女がともに何でもやるのが当たり前らしか。  
仲良く台所に立ちよるよ。

A : はー！そげんね。  
そいぎ、今からの時代は男女共同参画やね。

Aさん  
娘がいます

Bさん  
息子がいます

## 【基本目標 2】

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のための支援策の充実

#### 1. イキイキ働ける就業環境の整備

##### (1) 仕事と生活の調和のための啓発

###### 現状と課題

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事、家庭生活、地域活動、個人の活動などについて希望どおりに釣り合いがとれる状態のことです。現状では、長時間労働や人生の段階に応じた働き方ができないために、問題を抱えている人が多いようです。

男性のワーク・ライフ・バランス	<p>不況で人員削減！残業が増えたなあ・・・。 家族を養っていかないといけないとなると、仕事の責任は重い。 本当はもっと家族との時間をもちたいなあ。</p>	<p>家事に育児に仕事に・・・負担が大きいなあ。 でも夫は仕事で忙しいから、頼みにくいなあ。 我慢しないとイケないかしら。</p>	女性のワーク・ライフ・バランス
	<p>休みたくてもなかなか職場で言い出せない。 休むと出世に響くかもしれないし・・・。</p>	<p>正規社員で働きたいけど、女性は家事や育児が優先と言われるとそうもいかない。 子どもが病気の時に休むのはいつも私で、職場で肩身が狭いわ。</p>	

#### 町全体でワーク・ライフ・バランスの推進に取り組もう。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、一人ひとりの自己実現や仕事や生活の充実につながります。また、少子化への対応や多様な人材の能力の発揮のために、事業所をはじめ、社会全体において不可欠な取り組みです。

男性の長時間労働の抑制などについて事業所の内部の就労環境の整備に取り組み、「男は仕事、女は家庭」という性別による役割分担が前提にある働き方を見直す必要があります。

また、子育て支援など、家庭の状況に応じた両立支援によって負担を軽くすることも必要です。地域、事業所、行政などが連携し、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む必要があります。

## 町民の取り組み

ワーク・ライフ・バランスの推進の意義を理解します。自らの働き方の見直しに取り組み、業務の効率化などを積極的に提案します。

<合言葉> 週に一日は <sup>ノ</sup> <sup>-</sup> **NO** 残業デー！

## 事業所の取り組み

ワーク・ライフ・バランスの推進で、働く人も、会社も生き生きします。事業所の規模に関わらず、できるところから一歩ずつ取り組みます。

<合言葉> 週に一日は <sup>ノ</sup> <sup>-</sup> **NO** 残業デー！

## 行政の取り組み

1) ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	担当課
仕事と生活の調和が保たれることで、労働意欲や生活満足度の向上に繋がることなど、事業所とも連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進のために、まずはその意義について広く啓発します。	商工観光課

# 思いやりコラム

実は事業所も・・・

残業が増えると、社員の意欲の低下につながるし・・・。  
 どうすれば皆が生き活きと、能力を発揮して仕事ができるかな。  
 少子化で将来的に働き手も少なくなっていくから、今後優秀な人材を確保するためにはどうすれば良いだろう？



事業所で、ワーク・ライフ・バランスを推進することには大きな意味があります。

## 事業所にとっての必要性

### 従業員のニーズへの対応

仕事も家庭も大切にしたいという男性の声や共働きの増加に対応する必要があります。

### 多様な人材の活用

女性の活躍で事業所の力を高めるために男女とも子育てできる働き方が必要です。

### 仕事時間と生活時間のバランスの実現

働きすぎによる従業員の健康状態の悪化、家庭への影響は事業所にとって損失になります。

### CSR(事業所の社会的責任)の遂行

多様性の尊重やワーク・ライフ・バランスへの取り組みは事業所の社会的評価を高めることとなります。

## 事業所にとっての利点

優秀な人材の確保・定着	従業員の意欲の向上、生産性の向上	仕事の内容や進め方の見直し、効率化
希望するライフスタイルを実現できる環境は、優秀な人材を惹きつける。	従業員の職場環境に対する満足感を高め、意欲と能力を引き出す。	業務配分の見直しや情報の共有化など、仕事の効率化のきっかけとなる。



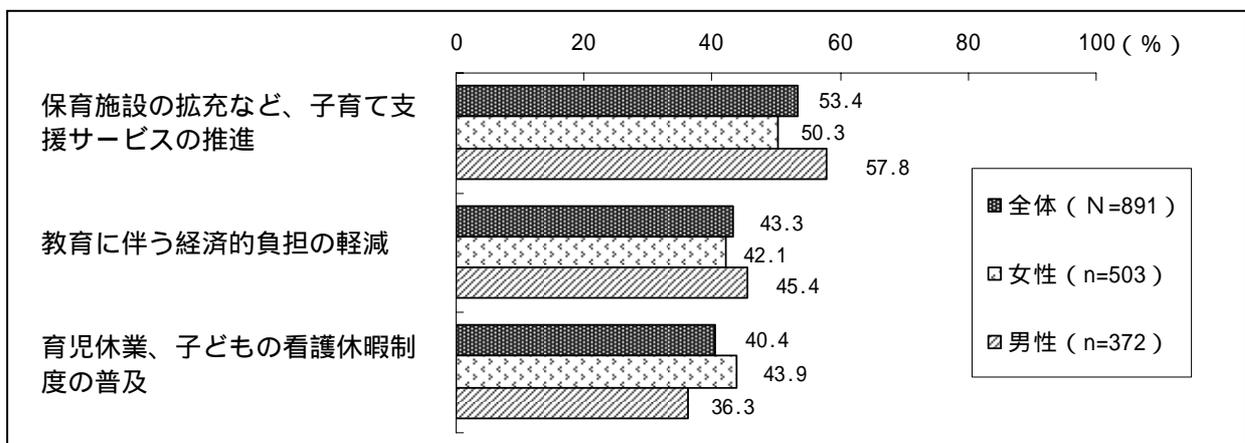
## (2) 子育てしながら安心して働ける環境づくり

### 現状と課題

吉野ヶ里町の女性の就業グラフをみると、子育てにより、仕事をいったんやめてしまう人も多いことが予想されます。働きたい人が、子育てしながらでも安心して働ける環境づくりに関して、町民意識調査では以下のような取り組みが求められています。

#### 町民意識調査から

『男女がともに仕事と家庭を両立しながら子育てしやすい環境づくりのために有効なこと』として、割合が高かった項目の上位3つ。(複数回答)



### 仕事と子育ての両立支援が必要です。

「保育施設の拡充など、子育て支援サービスの推進」については、特に労働者に対する子育て支援への要望で、行政の取り組みが期待されています。

「教育に伴う経済的負担の軽減」について、子どもの教育にかかる費用が働き方に影響していることが予想され、教育の分野における制度の見直しなどの要望があることがわかります。

「育児休業、子どもの看護休暇制度の普及」について、子育てをしながら安心して働ける環境づくりのために、事業所における体制づくりが望まれています。

## 町民の取り組み

職場の同僚や家庭内で、お互いが子育ての状況について理解し、助けあいます。

## 事業所の取り組み

子どもの急な病気など、個々の家庭の事情に配慮して協力ができる職場の雰囲気づくりと体制づくりに取り組みます。  
従業員が子育てと仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度や看護休暇制度等の活用を図ります。

## 行政の取り組み

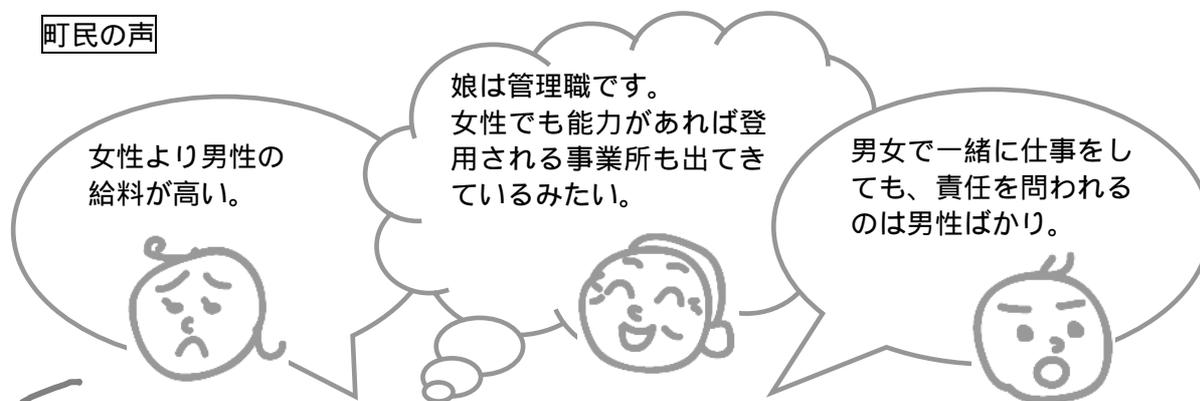
1) 労働者への子育て支援の充実	担当課
子どもを持つ労働者が安心して働けるように、保育所や学童保育をはじめ、休日保育、一時保育の実施など、子育て支援の充実に取り組みます。	福祉課
2) 育児・介護休業制度、看護休暇制度等の普及・活用	担当課
出産・育児などがあっても、就業を継続できるようにすることで、女性の職業経歴に対する展望が開けるようになります。事業所や労働者に対し、育児・介護休業制度や看護休業制度の活用に対する情報提供等を行います。	商工観光課

### (3) 個性と能力を発揮するための支援

#### 現状と課題

町民意識調査では、職場で性別による差別を感じたことがある人も多いようです。

#### 町民の声



#### 男女がともに活躍できる職場に！

“男性が主たる稼ぎ手で、女性は家計を補助する役割”という考えから、女性が仕事において活躍できる環境は十分に整備されておらず、結婚や出産の退職慣行などで差別を感じた人がいるようです。また、男性からは、女性の方が休みやすく、男性は責任ある仕事ばかり任されているという不満もみられました。職場において、性別による賃金や職務分担等の見直しを図り、多様な人材が個性と能力を発揮できるようにする必要があります。

さらに、子育てなどでいったん退職した人の再就職のための支援や、女性の能力向上、起業の支援などを通じ、多様な働き方が選択できるような環境づくりも必要です。

#### 町民の取り組み

職場において、男女がお互いを認めあう関係づくりをし、皆が一丸となって課題に取り組めるようにします。

#### 事業所の取り組み

男女雇用機会均等法、労働基準法などの法律を遵守します。性別によらず、皆が個性と能力を発揮できる職場環境づくりに取り組みます。

1) 法律・制度の理解促進	担当課
男女雇用機会均等法や労働基準法について、内容の周知や活用についての情報提供を行います。	商工観光課
2) 多様な人材の活用等に関する意識啓発	担当課
事業所における女性の積極的登用と職域の拡大等の人材の活用について、情報提供を行います。	商工観光課
3) 子育て中の人への再就職支援	担当課
子育て等で退職した人も多いことが予想されるため、再就職支援について、情報提供等を行います。	商工観光課
4) 女性の起業等に関する情報提供	担当課
女性の起業やステップアップのための講習会などに関して、情報提供等を行います。	商工観光課

## 思いやりコラム

### 内閣府 男女共同参画局によるワーク・ライフ・バランス普及のキャンペーン

- こんな思いで、キャンペーンははじまります -  
 自分にとって心地いい働き方が  
 周りのみんなにも心地よく響くといいね。  
 ひとりひとりが、仕事も、人生も、  
 めいっぱいたのしめる  
 そんな会社や社会になるといいね。  
 たとえば「会議はみんなで1時間と決めてみる」とか  
 「朝、To Doリストを作ってみる」とか  
 ・ ・ ・働き方を変えることで  
 プライベートをたのしむ時間をつくり出す。  
 社長も、ベテランも、新人も、  
 サラリーマンも、ワーキングマザーも . . .  
 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」  
 の実現に向けて、仕事のやり方を何かひとつ、  
 今日から変えてみませんか？

ひとつ「働き方」を変えてみよう!

カエル! ジャパン

Change! JPN 

仕事と生活の調和推進(ワーク・ライフ・バランス)ホームページより

## 2. 農業・商工業等の自営業における女性の地位向上

### (1) 農業・商工業等の自営業における女性の地位向上

#### 現状と課題

農業・商工業等の自営業では、男性が経営の中心の場合が多いようです。また、仕事と家事の分かちあいに関しても課題があるようです。

#### 町民の声

仕事では協力するが、家庭では妻は働いて、夫は休んでいる。男性も気配りができれば良いが……。



事業主は夫だが、仕事の面ではお互いが経営者として意見を交換している。



#### 自営業における男女共同参画の必要性は？

農業・商工業等の自営業においては、従来から男性が経営の中心で、女性が経営に関わることはごく限られていました。

- ・女性が活躍できるような環境を整備することで、仕事に意欲を持って取り組むことができるようになります。方針決定の場への女性の参画や農業委員への登用等を進める必要があります。
- ・特に近年の農林水産業における加工業で女性の活躍は目覚しく、女性の能力を引き出すことで、今後の事業の発展も見込まれます。研修等を通じた女性の能力向上のための支援が求められています。

家族経営の自営業においては、家業と家事等を家族で分かちあうことが必要です。

- ・家族経営において、家族従事者における労働条件はあいまいにされている場合もあります。賃金等の労働に関する権利が保障されるとともに、家庭の仕事に関しても労働の一部と認められることなど、家族経営協定の普及をはじめとした啓発を推進する必要があります。
- ・男女が家業に加え、家事等の家庭の仕事にも協力して取り組む意識が重要です。

平成 22 年現在、吉野ヶ里町で家族経営協定を締結している農家は 16 件です。

## 農業・商工業等の自営業の取り組み

農業・商工業等の自営業において、男女がともに活躍できるような環境づくりを目指します。

## 行政の取り組み

1) 仕事と家事の分かちあいに向けた取り組み	担当課
農業分野に関する仕事と家事の分かちあいに関して、 JA組織等との連携により、家族経営協定の締結を推進 します。	農業委員会
商工業分野に関する仕事と家事の分かちあいに関して、 商工会等との連携により、情報提供を行います。	商工観光課

2) 女性の能力向上の支援	担当課
JA組織と連携し、女性農業者の育成に関する研修や、 女性部の活動支援を行います。	農林課
商工会と連携し、女性従業者の育成に関する研修や女性 部の活動支援を行います。	商工観光課



【基本目標3】(DV被害者支援計画)

女性に対する暴力の根絶と安心して生活できる健康・福祉施策の充実

1. ドメスティック・バイオレンス(DV)等の人権侵害行為の根絶

(1) DV等の人権侵害行為の根絶に向けた啓発

現状と課題

吉野ヶ里町でも身近なところでDVの事例がみられるようです。

**暴力を許さない！町民の強い意志が必要です。**

ドメスティック・バイオレンス(DV)等をはじめとするあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で、いかなる場合でも決して許されるものではありません。被害者の多くは、女性、高齢者、障がい者、子どもなど、身体的、経済的、社会的に弱い立場に置かれている人であり、支援が必要です。

特に、女性に対する暴力の原因としては、「夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方ない」という社会通念、妻に収入がない場合が多いという男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、暴力は絶対にあってはならないことです。家庭や個人の問題として片付けてしまうのではなく、社会的な問題として捉える必要があります。

……まずは知ってください！ドメスティック・バイオレンス(DV)の特徴……

被害者は逃げるできません！

家庭内では解決が難しく、通報など、第三者の勇気と行動も必要です！

恐怖感

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。

無力感

被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」、「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。

複雑な心理

「暴力を振るうのは愛しているからだ」、「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。

経済的問題

配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え、逃げることができないこともあります。

子どもの問題

子どもが配偶者や住みなれた地域から離れることを考えて、決心がつかないこともあります。

失うもの

配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。



## 町民の取り組み

暴力行為や被害者の心理について学びます。相手の心身を傷つける暴力を許さないという強い意志を皆が持ちましょう。

家庭だけで解決できない問題には、第三者が大きな力となります。暴力行為を見聞きした場合、勇気を持って通報します。

< 合言葉 > DV被害ゼロ！

## 行政の取り組み

1) DVの根絶についての啓発	担当課
啓発ポスターなどを活用し、DVの根絶を訴えるとともに、被害の通報についても啓発を行います。	総務課
2) 虐待行為の防止についての啓発	担当課
児童、高齢者、障がい者等の人権侵害に関わる虐待行為について被害の防止や通報について啓発を行います。	福祉課

# 思いやりコラム

## 暴力の形態

### 身体的なもの

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。

刑法第 204 条の傷害や第 208 条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

(平手でうつ・足でける・身体を傷つける可能性のある物でなぐる・げんこつでなぐる・刃物などの凶器をからだにつきつける・髪をひっぱる・首をしめる・腕をねじる・引きずりまわす・物をなげつける等)

### 精神的なもの

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。

精神的な暴力については、その結果、PTSD(外傷後ストレス障害)に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障がいに至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

(大声でどなる・「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う・実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする・何を言っても無視して口をきかない・人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする・大切にしているものをこわしたり、捨てたりする・生活費を渡さない・外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする・子どもに危害を加えるといっておどす・なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかす等)

### 性的なもの

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。

(見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる・いやがっているのに性行為を強要する・中絶を強要する・避妊に協力しない等)

恋人間の暴力(デートDV)についても、被害の防止が全国的な課題となっており、若年者に対する啓発が必要です。

町民意識調査では、男性は女性に比べて暴力の相談経験がない人の割合が高い状況です。女性から男性への暴力についても理解する必要があります。

## ( 2 ) D V被害者の支援体制の整備

### 現状と課題

吉野ヶ里町では、まずは相談できる体制が必要です。

### **D V被害者の相談支援が必要です。**

被害者に対しては、福祉課が窓口となって被害状況を把握するとともに、関係課や県の関係機関、警察と連携して支援を行う必要があります。

また、様々なきっかけにより、町行政の各種窓口が被害の最初の受付先となることが考えられます。対応する職員等に対し、被害者支援のための知識を高める取り組みを行い、相談したことで被害者がさらに傷つくなどの二次被害の防止に努める必要があります。

### 行政の取り組み

1 ) D V相談窓口の設置	担当課
県の関係機関と密に連携し、D Vの相談窓口を設置して、相談支援を行います。	福祉課
2 ) 町内の連携体制の整備	担当課
関係各課や各種相談窓口においてもD Vに関する相談を受けることも予想されるため、連携体制を整備します。また、被害者に対する二次被害が起こることのないよう、相談員に対する研修を行います。	全庁
民生委員・児童委員等、地域で相談を受ける可能性がある人に関して研修等を行います。	福祉課
3 ) 被害者の緊急一時保護	担当課
被害者の緊急一時保護について、県や警察との連携により対応します。	福祉課

### (3) DV被害者の自立支援

#### 現状と課題

DV被害者に対しては、県の関係機関と連携しながら、DV防止法に基づき、今後とも安心して生活できる支援に取り組む必要があります。

#### **DV被害者が安心して生活できるようにするための支援が必要です。**

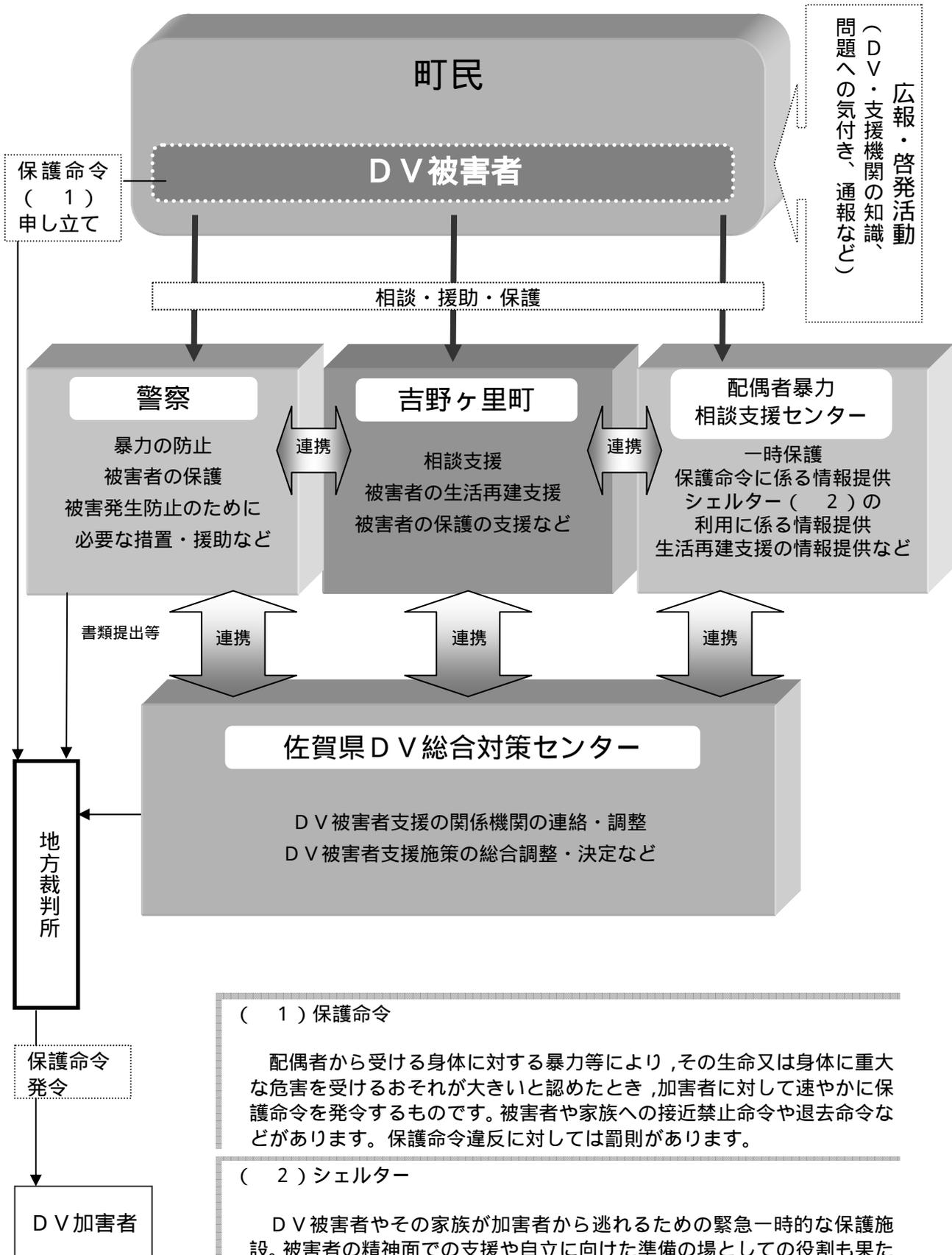
被害の再発防止のために、庁内における情報管理を徹底します。また、被害者への接近禁止などを含む保護命令の申し立てについて、警察などの関係機関と連携して取り組む必要があります。

また、被害者やその家族が安全・安心な環境で自立した生活を送るために、関係各課が連携して支援することが重要です。本人や家族の心情に沿った相談支援を行うとともに、住居、就労支援、経済的支援、子どもの通学支援等の必要に応じたきめ細かな支援体制の整備が求められています。

#### 行政の取り組み

1) 被害の再発防止に関する取り組みの推進	担当課
被害者に対する法的な救済（保護命令）について情報提供等を行います。	福祉課
DV被害者について、加害者に居場所等が知れることのないよう、庁内の情報管理を徹底します。	全庁
2) 被害者やその家族に関する自立支援	担当課
被害者やその家族が早期に安心した生活が送れるよう、関係課や関係機関が連携して自立支援を行います。	全庁

<配偶者暴力防止対策のネットワーク図>



(1) 保護命令

配偶者から受ける身体に対する暴力等により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるとき、加害者に対して速やかに保護命令を発令するものです。被害者や家族への接近禁止命令や退去命令などがあります。保護命令違反に対しては罰則があります。

(2) シェルター

DV被害者やその家族が加害者から逃れるための緊急一時的な保護施設。被害者の精神面での支援や自立に向けた準備の場としての役割も果たします。シェルターでの保護後の自立に向けた生活支援も重要です。

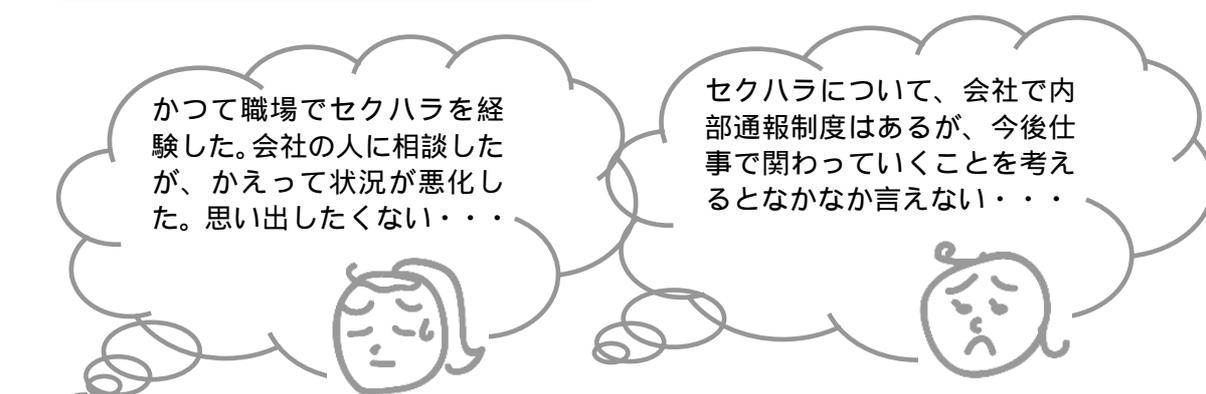
## 2. セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等の防止と被害者の支援

### （1）セクハラ等の防止と被害者の支援

#### 現状と課題

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）を経験した人は、不快な思いをしても言い出しにくい状況もあったようです。

#### セクハラ被害を受けた経験のある人の意見



#### セクシュアル・ハラスメント等の防止が必要です。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：性的な嫌がらせ）やストーカー（つけまわし）行為、パワー・ハラスメント（パワハラ：上司から部下への嫌がらせ）については、行為によっては被害者に正常な生活が送れないほどに影響を与え、心を深く傷つける人権侵害行為です。被害者は、今後の人間関係や社会的な立場に影響する可能性があることなどから、相談できない場合も多いようです。

このような行為は、加害者側の思い込みや自分本位な考え方が根底にあり、相手の立場になって考えるなど、思いやりを持って接することが大切です。

#### 町民の取り組み

セクシャル・ハラスメント防止のために、一人ひとりが相手の気持ちになって考え、行動します。お互いに思ったことを素直に言いあえるような日頃からの人間関係づくりをします。

< 合言葉 > セクハラ被害ゼロ！

1) セクハラ等防止と被害者の支援	担当課
セクハラやストーカー行為等の防止に関して啓発活動を行うとともに、被害者への相談窓口の周知を図ります。	総務課

## 思いやりコラム

セクシュアル・ハラスメントとは・・・性的な意味あいを持つ行動で、相手が望まないなら、それはセクハラとなります。たとえば、以下のようなことがあげられます。

- ❑ 会社の飲み会でお酌を強要される。
- ❑ あいさつだからと言って体をさわる。
- ❑ 外見などに対する悪口や、性的な噂を流される。
- ❑ 恋人の有無等、私生活を必要以上に詮索される。
- ❑ 性的関係を迫る。
- ❑ 「女性のくせに」等の性差別に基づく言動。
- ❑ 職場等の公の場で裸の写真などを見る。

**その行為、ちよつと待って!**

自分本位な考え方がセクハラの原因です。  
相手がどう思うか、相手の立場になって考えてみてください。

「女性にも隙がある。」

人権侵害行為自体、あってはならないはずですよ。

「嫌がってなかったよ。」

嫌でも、言えないのです。

「体のふれあい（スキンシップ）は重要！」

相手は嫌がっています。それをすることで本当に信頼関係は生まれますか？

### 3. 健康・福祉施策の充実

#### (1) 性差に応じた健康支援の推進

##### 現状と課題

今後とも町行政が関係機関と連携し、男女の健康づくりを支援していく必要があります。

#### 男女それぞれの特徴をとらえた支援が必要です。

男女では身体的に違いがあり、その違いを知ってこそ、お互いを思いやり、尊重することができます。“違いを認める”ということも男女共同参画に向けた一歩です。

特に女性については、妊娠・出産機能により、思春期、妊娠・出産・産じょく期、更年期、老年期等人生の段階に応じて女性特有の健康課題に直面するため、その配慮と支援が必要です。

また、健康面については、様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることがわかっています。生涯を通じて健康を維持するためには、性差に応じた的確な医療を受ける必要があります。また、女性、男性それぞれに特有のがん検診やうつなど心の健康の問題に引き続き取り組むことも重要です。

##### 町民の取り組み

男女それぞれの健康課題について理解します。

妊娠中の女性に席を譲ることや、心の健康への配慮など、男女が思いやりを持って行動します。

##### 行政の取り組み

1) 疾病の早期発見・予防に関する取り組みの推進	担当課
疾病の早期発見について各種健康診断を行います。女性・男性特有のがん検診に取り組みます。	保健課
育児の悩みや働きすぎなどが原因となる心の悩みに対応し、町民の心の健康の維持に取り組みます。	保健課
人生の段階に応じた健康課題について健康相談や健康教育に取り組みます。	保健課

スポーツ活動などを通じ、病気の予防と健康維持・増進を支援します。	社会教育課
----------------------------------	-------

2) 母性の健康管理についての取り組みの推進	担当課
母子保健事業の提供、母子相談、保健指導の充実に取り組みます。	保健課
不妊の悩みに関して県の専門窓口などに関する情報提供等の支援を行います。	保健課

## 思いやりコラム

### 男性に多い自殺者

警察庁の自殺者の統計によると、平成21年中の自殺者の71.5%が男性です。また、男性の自殺の原因に関しては、「勤務問題」、「経済・生活問題」の割合が女性の10倍近くであり、特に働くことに対して男性が心理的に負担を感じる傾向にあるようです。心の健康についても、男女ともに支援が求められています。

## 思いやりコラム

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康、権利）について

子どもを産むことなどに関して、本人の自由な意思で行動できない女性が世界に数多くいます。このため、性に関わるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康、権利）が女性の重要な権利として、国際的に幅広く議論されています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、安全で安心な性生活を営むことができ（性感染症の不安なしに）、生殖能力を持ち、子供を産むか産まないか、産むとすればいつ産むか、何人産むか、出産間隔などを自己決定できることです。そのために避妊などの必要な知識、情報の提供も含まれています。生殖作用（リプロダクション）即ち妊娠は、男性にも責任のあることですが、妊娠するのは女性であり、出産・授乳も女性特有の機能です。したがって、女性特有の臓器があるために男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるのです。

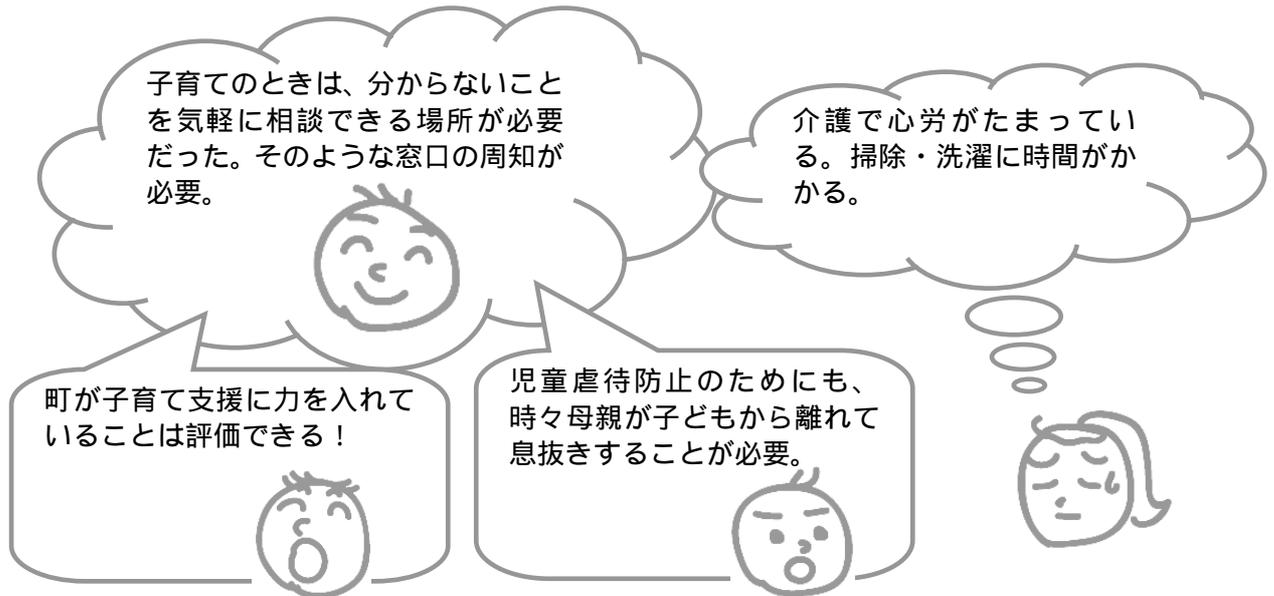
日本においても、「男系の後継者を産むことが女性の務めである」などの社会通念の影響が残っています。女性自身の心や身体への負担が大きいにも関わらず、その意志が十分に保障されてこなかった背景があり、女性の意志を尊重することについて啓発する必要があります。

## (2) 子育て・介護支援等の充実

### 現状と課題

個々の家庭の状況に応じ、様々な支援が求められています。

#### 町民の声



### 家庭に応じた支援と支えあい大切です。

子育てや介護は、家族や支援者にとって負担が大きいものです。町民意識調査からも、これらについては女性の役割とされている状況があり、意識改革を進めるとともに、負担を軽減するための支援が必要です。共働きの家庭、三世帯同居の家庭、単身高齢者の家庭など、家族の形態や生活状況等により求められる支援は様々であり、子育て・介護支援の充実が求められています。

また、高齢者、障がい者、子ども、外国人など社会的に弱い立場の人が、“女性”ということで二重に困難を抱えている状況があり、配慮する必要があります。特に母子家庭や高齢単身女性の貧困が全国的に深刻な問題であり、必要性を把握した上でのきめ細かな支援が求められます。

また、少子高齢社会の進展を考えると、子育てや介護は家庭だけの問題ではなく、町民全体の課題ともいえます。行政や関係機関の支援だけでなく、地域の思いやり、支えあいの環境づくりをしていく必要があります。

## 町民の取り組み

支えあいの気持ちを持って、子どもや高齢者に目配りしましょう。

## 行政の取り組み

1) 子育て・介護支援の充実	担当課
個々の家庭の事情に応じて、安心して子育てや介護ができるようにするため、多様な支援の充実に努めます。	福祉課
高齢者の地域での生きがいづくりや配食サービスなど、生活に関わる支援を充実させます。	福祉課

2) ひとり親家庭への支援	担当課
ひとり親家庭は増加傾向にあり、県等と連携して支援に取り組みます。	福祉課



### (3) 安心して生活できる環境の整備

#### 現状と課題

在宅で単身で生活する高齢者なども今後増加していくことが予想され、誰もが地域で安心して生活できるような環境整備が望まれています。また、まちづくりに関して、男女がともに幅広い分野に関わっていけるような体制の整備も求められています。

#### 町民の声

高齢で一人暮らしの方が心配。地域での見守り、交流は必要ね。

おはようございます！

防災活動で、実際にホースの接続と放水を経験したことで身についた。女性も地域の防災に参加しよう。

子育て、食育の分野に関しては女性が主となっているけど、男性の協力が得られるようにしていくべきよね。



#### 皆が自立して生活できる環境が必要です。

年齢、性別、障がいに関わらず、地域のだれもがともに安心して暮らせる環境を整えることは、男女共同参画の理念からも重要であり、住環境や緊急時に対応できる体制の整備が必要です。

また、まちづくりに関しては、男女で参画の状況に偏りがある分野があり、従来の慣習にとらわれず、柔軟な体制づくりを進め、様々な分野での男女共同参画の浸透を図る必要があります。

例えば、女性が少ない分野として、防災分野や自然環境保全、地球温暖化防止等の環境分野があげられますが、災害時の被災者支援に関しては、性別や年齢層で異なった対応を求められる場合があり、男性のみの参画では不十分です。環境保全に関しては、女性の高い関心や知識、経験が活かされることが求められています。

逆に男性では、食育の分野への参画が少ないことなどの課題があります。

## 町民の取り組み

町の環境づくりに誰もが主体的に参加できるようにします。

## 行政の取り組み

1) 高齢者、障がい者等の自立した生活の支援	担当課
高齢者、障がい者等の自立した生活を支援するため、住環境及び歩行者空間の整備を行います。	都市計画課 建設課
高齢者等の要援護者の把握を行い、災害や急病等の緊急時に対応します。	福祉課 総務課
2) 男女による防災、環境分野等への取り組みの推進	担当課
防災活動、環境分野等の男女で参画に偏りのある分野において、男女がともに取り組むことについての啓発や体制づくりを行います。	総務課 環境課



## 【基本目標 4】

### 吉野ヶ里町における男女共同参画推進体制の整備

#### 1. 政策・方針決定の場への男女の対等な参画の推進

##### (1) 審議会・委員会等における女性の登用

#### 現状と課題

審議会・委員会等の町の方針決定の場に関わる女性の割合はまだまだ少ない状況です。

##### 地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等の女性の登用状況

	審議会等 数（ ）	うち女性 委員のい る審議会	委員総数 （人）	うち女性 委員数 （人）	女性比率 （％）
平成22年	17	16	195	48	24.6

広域の審議会を除く

##### 地方自治法（第 180 条の 5）に基づく審議会等の女性の登用状況

	教育委員会 女性委員数 （人） （総数5人）	選挙管理 委員会 （人） （総数4人）	監査委員 （人） （総数2人）	農業委員会 （人） （総数21人）	固定資産 評価審査 委員会 （人） （総数4人）	女性委員数 合計（人） （総数36人）	女性委員 割合（％）
平成22年	2	0	0	2	0	4	11.1

資料 吉野ヶ里町（平成 22 年 4 月 1 日現在）

### 女性の登用を進める必要があります。

吉野ヶ里町の政策や方針の決定の場である審議会等における女性の登用率をみると、多くの女性が地域づくりに貢献しているにも関わらず、方針決定に関わる女性はまだまだ少ないことがわかります。

その原因の一つとして、政策・方針決定に女性が関わることについての理解が得られていないことがあげられます。

今まで女性が培った経験や能力を町政に活かすことができれば、町の更なる発展が見込まれます。

女性の意識の向上や人材育成に取り組むとともに、女性の登用を積極的に進めることにより、全体の意識を高めていく必要があります。

## 町民の取り組み

女性も政策・方針決定の場に積極的に参画します。男女がお互いに知識や経験を活かして議論ができるようにします。

## 行政の取り組み

1) 審議会・委員会等における女性の登用	担当課
町の方針決定に関わる場において、男性に参画が偏っている場合に、女性の登用を積極的に進めます。審議会等においては、女性の登用が40%となることを目標として推進します。	全庁



## 2. 庁内における男女共同参画の推進

### 現状と課題

庁内における男女共同参画の推進は町職員の意識改革からはじめる必要があるようです。

#### **町行政での率先した取り組みが必要です。**

吉野ヶ里町において、男女共同参画をしっかりと推進していくためには、男女共同参画の担当部署だけでなく、すべての町職員があらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、自らが率先してその姿勢を内外に示していくことが求められています。

町職員意識調査では、男女共同参画の意義や、国の方向性に関する理解が不十分な部分も感じられ、なかでも、セクシュアル・ハラスメントについてはその経験や見聞きが多数報告されており、今後の啓発が重要です。

これまで以上に研修や人材の育成などに力を入れ、率先して男女共同参画の推進に取り組む必要があります。

### 行政の取り組み

#### (1) 町職員の意識向上

1) 町職員の意識向上	担当課
男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画に関する研修や情報提供を行います。	総務課

#### (2) 女性職員の管理職への登用や職域の拡大、能力開発

2) 女性職員の管理職への登用や職域拡大、能力開発	担当課
女性職員の能力開発や職域の拡大に取り組めます。また、有能な人材に関して、管理職への積極的な登用を行います。	総務課

#### (3) 刊行物などの男女共同参画の視点での表現の推進

3) 刊行物などの男女共同参画の視点での表現の推進	担当課
町が発行する広報紙などにおいて、男女どちらかに偏った表現になっていないかなど、国や県のガイドライン等を活用し、男女共同参画の視点を取り入れます。	総務課

### 3 . 計画の推進

#### 現状と課題

これからは一部の理解者だけでなく、町全体の取り組みになることが必要です。

#### **吉野ヶ里町が一体となって取り組むことが重要です。**

男女共同参画の施策は広範で、これらを総合的に推進する必要があることから、町民、事業所、行政が一体となって取り組む必要があります。以下の取り組みにより、今後本計画の推進を図ります。

#### 町民、事業所、行政の取り組み

##### ( 1 ) 庁内体制の整備

1 ) 庁内委員会の設置	担当課
計画の推進に関して、関係各課による庁内委員会を設置し、毎年度進捗状況の把握を行います。	総務課
2 ) 男女共同参画の施策に関する苦情処理体制の整備	担当
男女共同参画の施策に関する苦情処理については、総務課に窓口を設置し、施策担当課と連携して対応します。	総務課

##### ( 2 ) 男女共同参画を進める会の設置

1 ) 男女共同参画を進める会の設置	担当課
計画の推進に関して、町内の各団体の代表者からなる男女共同参画を進める会を継続し、町民、事業所、行政が連携を図りながら男女共同参画を推進します。また、町の男女共同参画についての啓発や慣行の見直しに取り組みます。	総務課



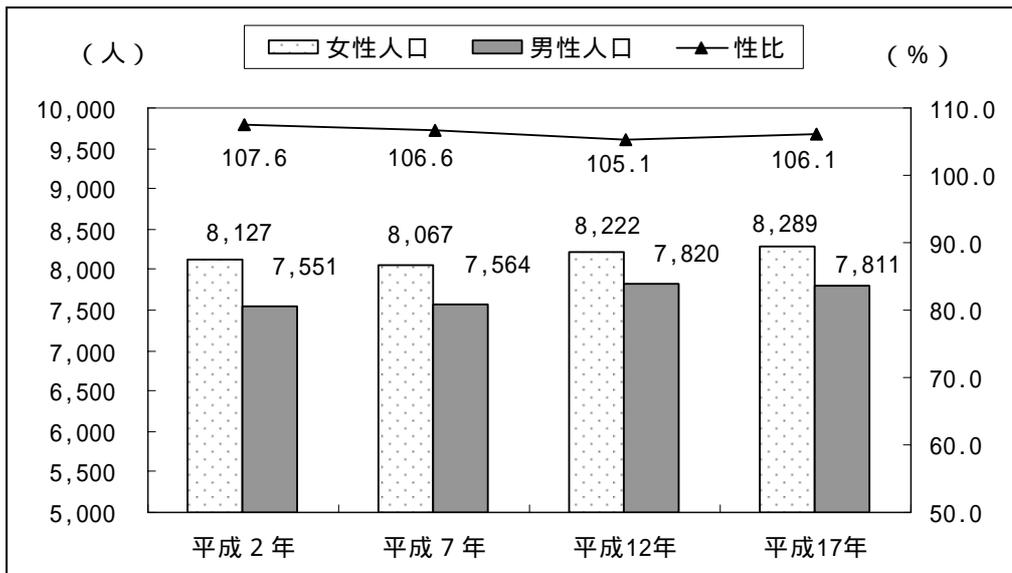
資料編

〔資料1 吉野ヶ里町の男女共同参画をとりまく現状〕

人口

人口の推移

- ・人口は増加傾向です。平成2年から、平成17年までの15年間で、女性人口は162人、男性人口は260人、人口総数は422人の増加です。
- ・性比では、女性のほうが多い傾向が続いています。



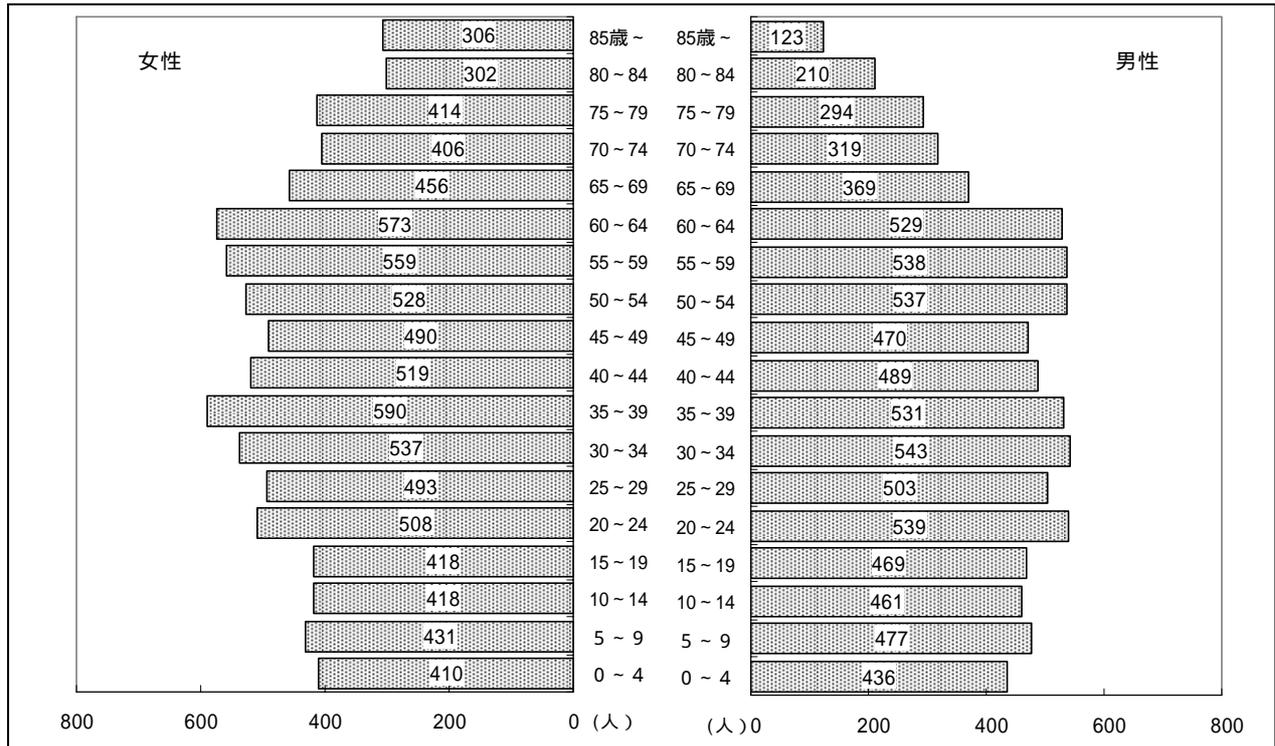
	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口総数	人	15,678	15,631	16,042	16,100
A 女性	人	8,127	8,067	8,222	8,289
B 男性	人	7,551	7,564	7,820	7,811
性比	(A/B)%	107.6	106.6	105.1	106.1

資料 国勢調査

## 人口ピラミッド

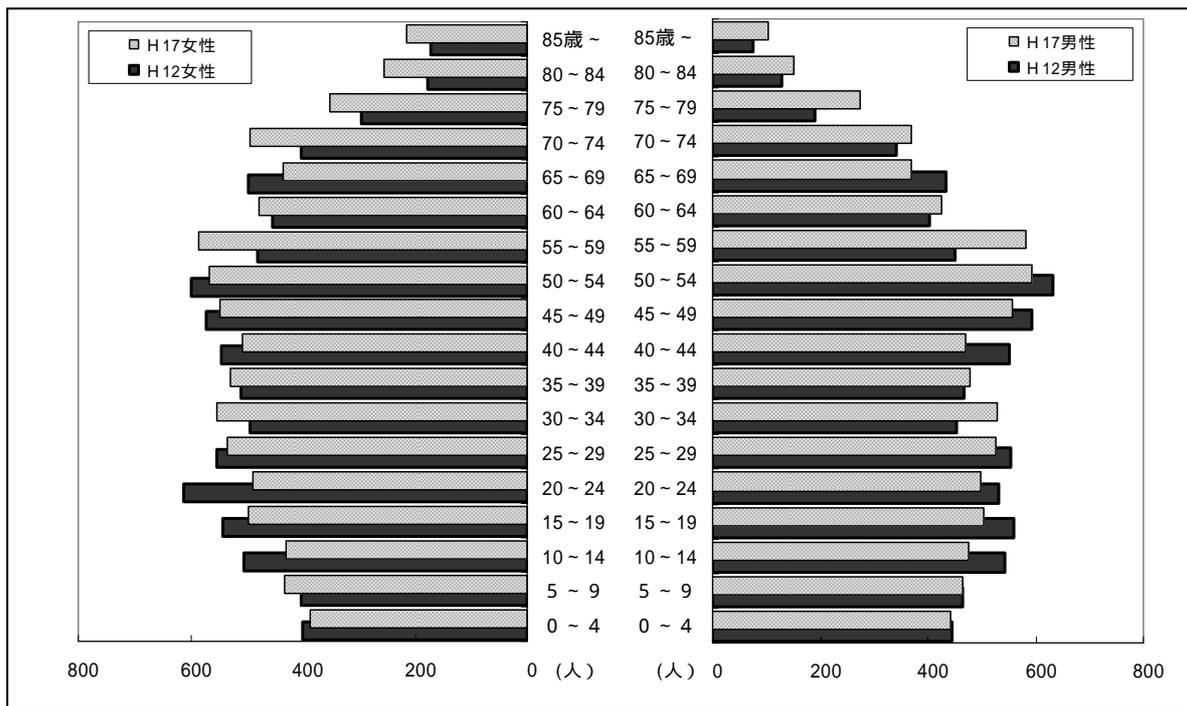
- ・平成 22 年 5 月 31 日現在の人口を男女で比較すると、65 歳以上において、女性が男性に比べて特に人口が多くなっています。
- ・平成 12 年、平成 17 年の国勢調査による 5 歳階級人口ピラミッドの比較から、この 5 年間で人口の増加がみられるのは、男女とも、5 ～ 9 歳、30 ～ 39 歳、55 ～ 64 歳、70 歳以上の層です。

吉野ヶ里町の性別の人口（平成 22 年 9 月 30 日現在）

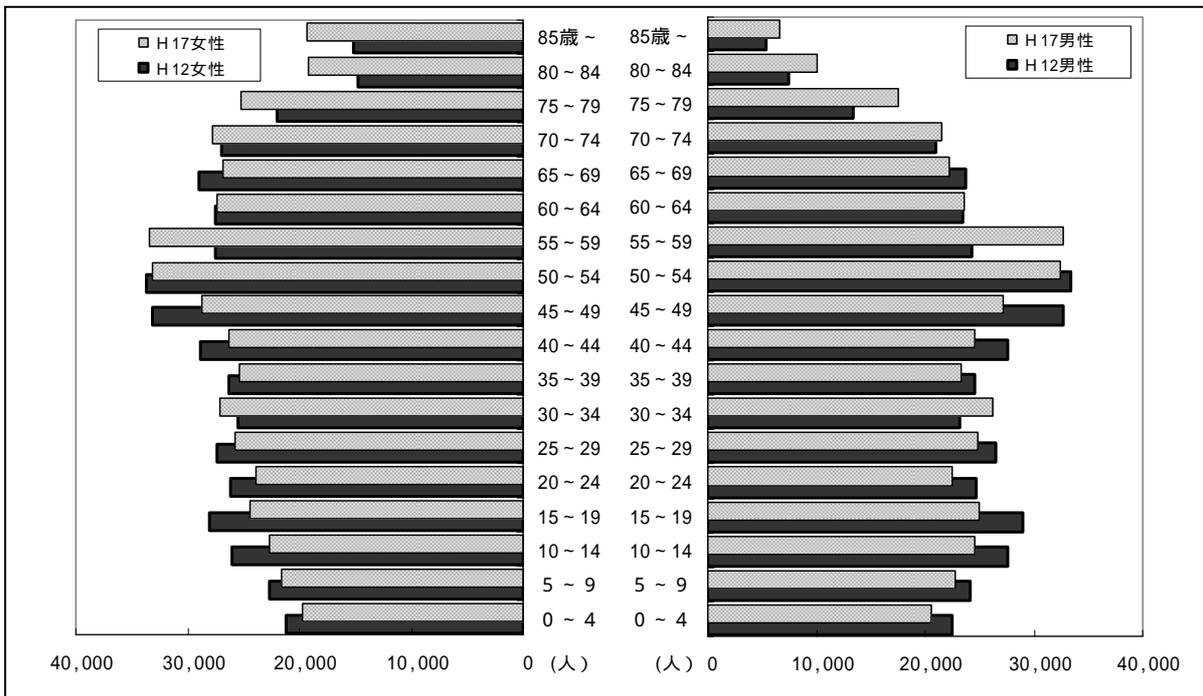


資料 平成 22 年 吉野ヶ里町人口異動調査（9 月 30 日現在）

吉野ヶ里町の性別の人口の推移（平成 12 年、平成 17 年）



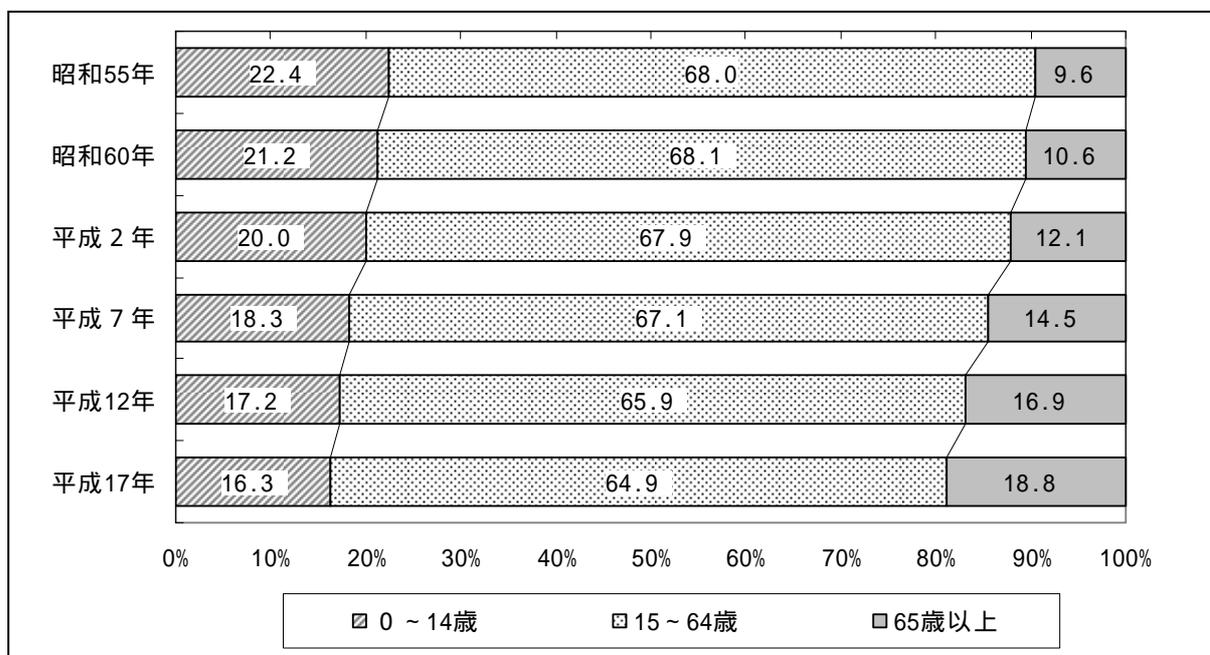
佐賀県の性別の人口の推移（平成 12 年、平成 17 年）



資料 国勢調査

## 年齢3区分別人口

- ・年齢3区分別では、老年人口（65歳以上）の構成比の増加、年少人口（1～14歳）の構成比の減少が続いており、少子高齢化が進行しています。
- ・佐賀県の年齢構成比と比較すると、本町の方が、年少人口（1～14歳）の割合が高く、老年人口（65歳以上）の割合が低くなっています。

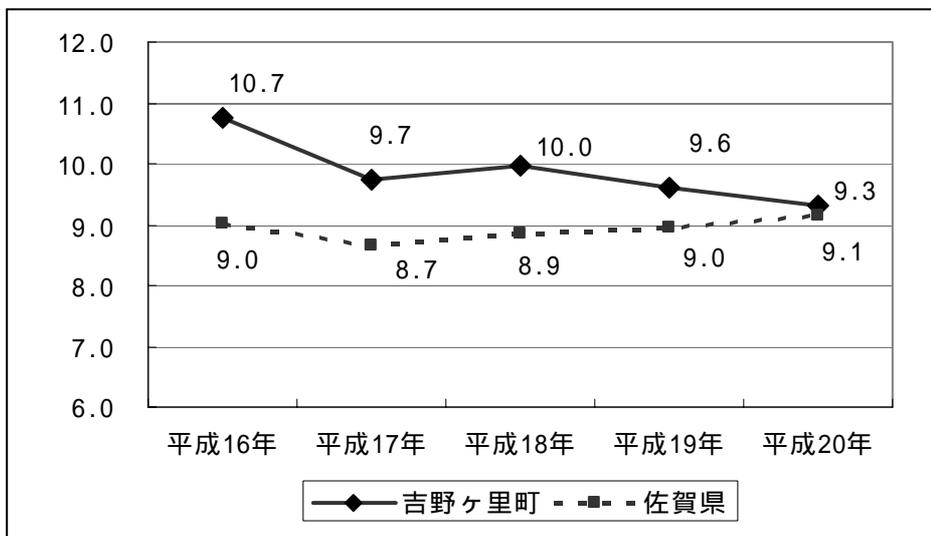
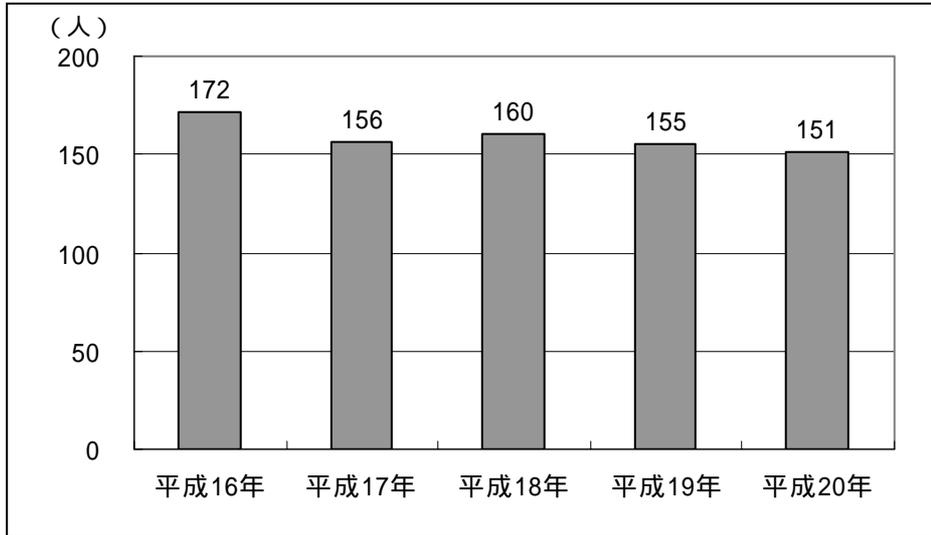


		年齢階層	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
吉野ヶ里町	実数 (人)	0～14歳	3,251	3,168	3,129	2,868	2,760	2,630
		15～64歳	9,861	10,161	10,652	10,492	10,566	10,449
		65歳以上	1,394	1,582	1,897	2,271	2,716	3,021
		計	14,506	14,911	15,678	15,631	16,042	16,100
	構成比 (%)	0～14歳	22.4	21.2	20.0	18.3	17.2	16.3
		15～64歳	68.0	68.1	67.9	67.1	65.9	64.9
		65歳以上	9.6	10.6	12.1	14.5	16.9	18.8
		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
佐賀県	実数 (人)	0～14歳	200,620	196,114	177,614	160,307	144,028	131,969
		15～64歳	562,529	569,523	566,934	566,671	553,351	537,864
		65歳以上	102,377	114,353	132,972	157,329	179,132	196,108
		計	865,526	879,990	877,520	884,307	876,511	865,941
	構成比 (%)	0～14歳	23.2	22.3	20.2	18.1	16.4	15.2
		15～64歳	65.0	64.7	64.6	64.1	63.1	62.1
		65歳以上	11.8	13.0	15.2	17.8	20.4	22.6
		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 国勢調査

## 出生の動向

- ・出生数は、佐賀県は横ばいですが、本町は平成18年から平成20年にかけて減少傾向です。
- ・人口千人に対する出生数（出生率）は、平成16年から平成20年にかけて減少傾向にあります。



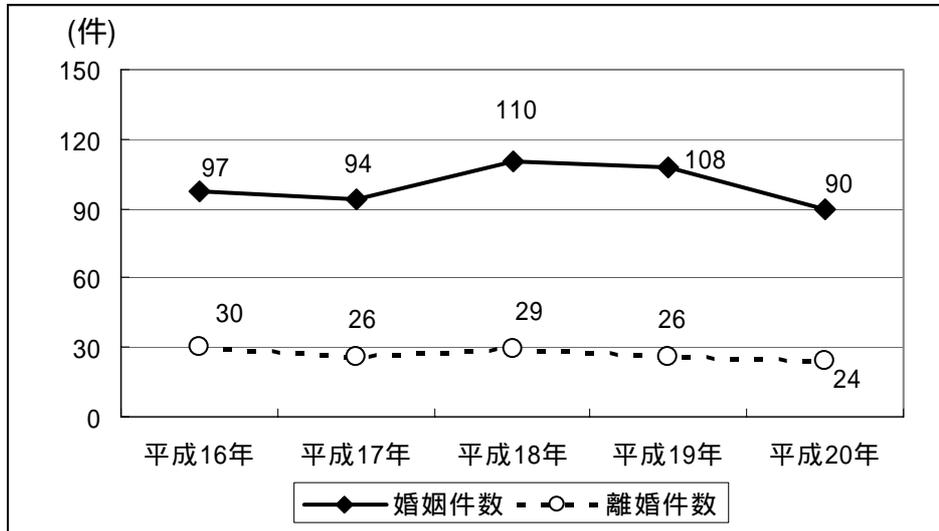
	項目	単位	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
吉野ヶ里町	出生数	人	172	156	160	155	151
	出生率	人口千人対比	10.7	9.7	10.0	9.6	9.3
	人口	人	16,003	16,030	16,062	16,117	16,229
佐賀県	出生数	人	7,844	7,508	7,647	7,703	7,819
	出生率	人口千人対比	9.0	8.7	8.9	9.0	9.1
	人口	人	869,876	866,369	862,547	859,205	855,676

資料 人口動態統計

## 婚姻の動向

### 婚姻件数、離婚件数

- ・婚姻件数、離婚件数とも平成18年から平成20年にかけて減少しており、婚姻件数は減少傾向が大きくなっています。



	項目	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
吉野ヶ里町	婚姻件数	97	94	110	108	90
	離婚件数	30	26	29	26	24
佐賀県	婚姻件数	4,374	4,155	4,270	4,213	4,210
	離婚件数	1,714	1,759	1,658	1,542	1,468

資料 人口動態統計

### 未婚率（15歳～49歳）

- ・平成17年の15歳以上の未婚率は、男性31.8%、女性24.6%と、男性の方が高くなっており、すべての年代で、男性の未婚率が女性に比べて高くなっています。
- ・佐賀県と比較して、男女とも、15歳以上の総数では、未婚率が高くなっています。

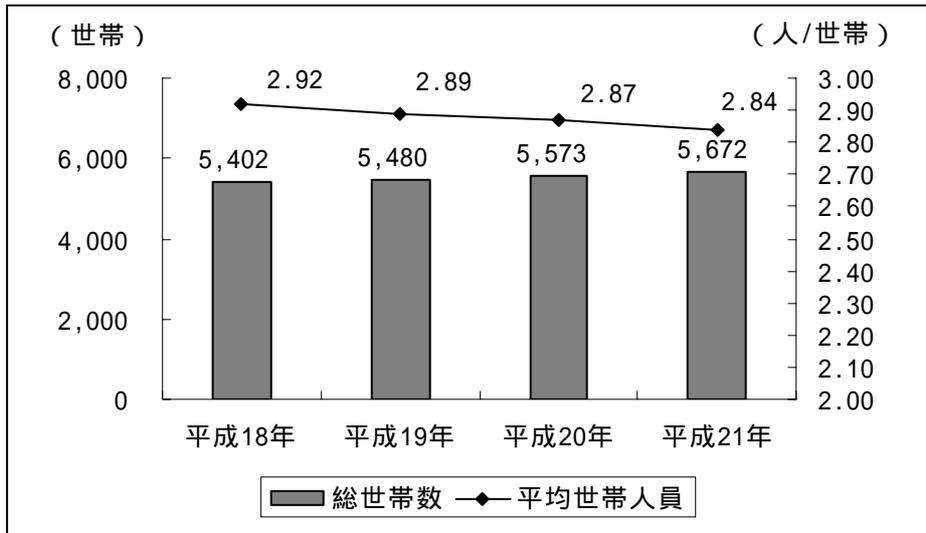
	男性				女性			
	総数	未婚実数	未婚率	未婚率 佐賀県	総数	未婚実数	未婚率	未婚率 佐賀県
15歳以上総数	6,429	2,046	31.8	28.6	7,041	1,734	24.6	21.9
15～19歳	504	502	99.6	99.7	497	492	99.0	99.2
20～24歳	499	447	89.6	89.9	488	426	87.3	85.7
25～29歳	526	330	62.7	65.4	535	283	52.9	56.2
30～34歳	530	228	43.0	42.6	552	171	31.0	29.9
35～39歳	477	134	28.1	29.7	530	103	19.4	18.2
40～44歳	471	97	20.6	20.9	507	69	13.6	11.6
45～49歳	557	99	17.8	15.8	547	47	8.6	8.0

資料 平成17年国勢調査

## 世帯の動向

### 世帯数、平均世帯人員

- ・平成 18 年から、平成 21 年にかけて、総世帯数は増加傾向にありますが、平均世帯人員は減少傾向にあります。世帯分離等によるものと推察されます。

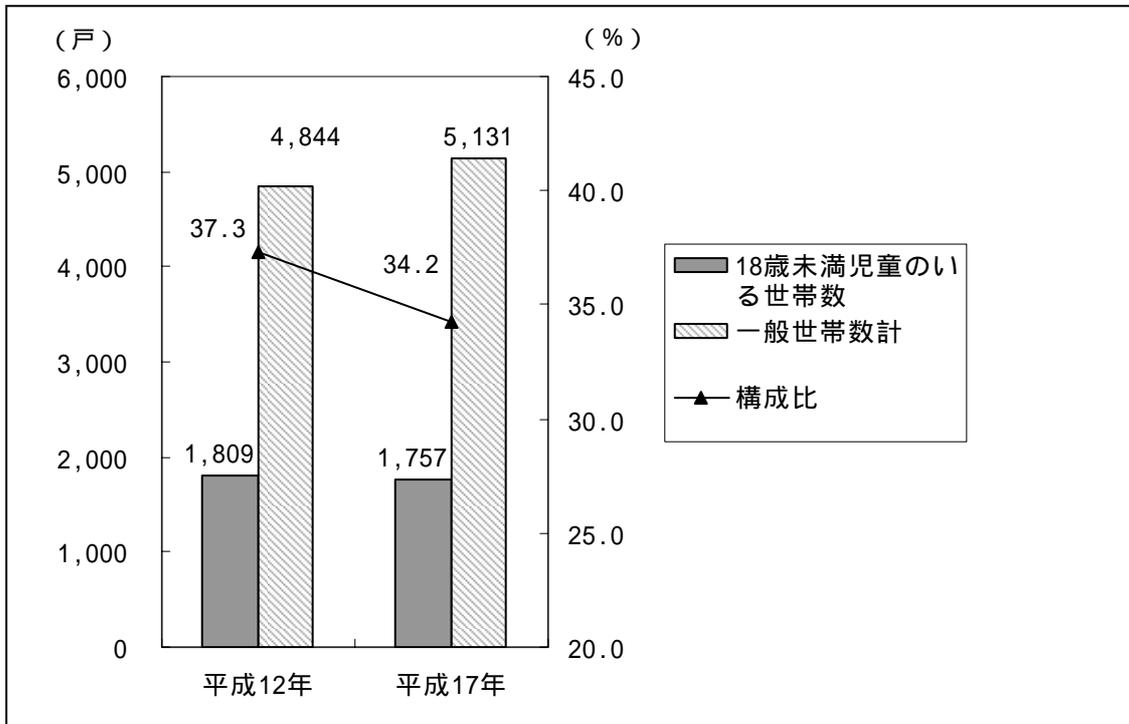


	単位	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総世帯数	世帯	5,402	5,480	5,573	5,672
人口	人	15,778	15,818	16,007	16,093
平均世帯人員	(人/世帯)	2.92	2.89	2.87	2.84

資料 住民基本台帳(3月末)

### 一般世帯における 18 歳未満児童の割合

- ・平成 12 年と平成 17 年の 18 歳未満児童のいる世帯数の割合は減少しています。
- ・佐賀県と比較すると、18 歳未満児童のいる世帯数の割合は高くなっています。

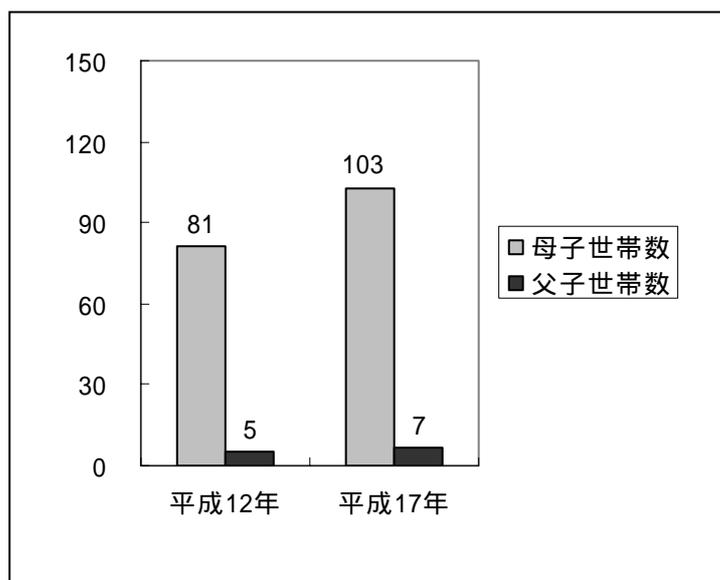


	家族構成	実数 (戸)		構成比 (%)	
		平成12年	平成17年	平成12年	平成17年
吉野ヶ里町	18歳未満児童のいる世帯数	1,809	1,757	37.3	34.2
	一般世帯数計	4,844	5,131	100.0	100.0
佐賀県	18歳未満児童のいる世帯数	94,642	87,434	34.1	30.5
	一般世帯数計	277,606	286,239	100.0	100.0

資料 国勢調査

## 母子世帯、父子世帯数

- ・平成12年、平成17年において母子世帯が父子世帯に比べて多くなっています。
- ・平成12年と平成17年の比較では、母子世帯数、父子世帯数ともに増加しています。



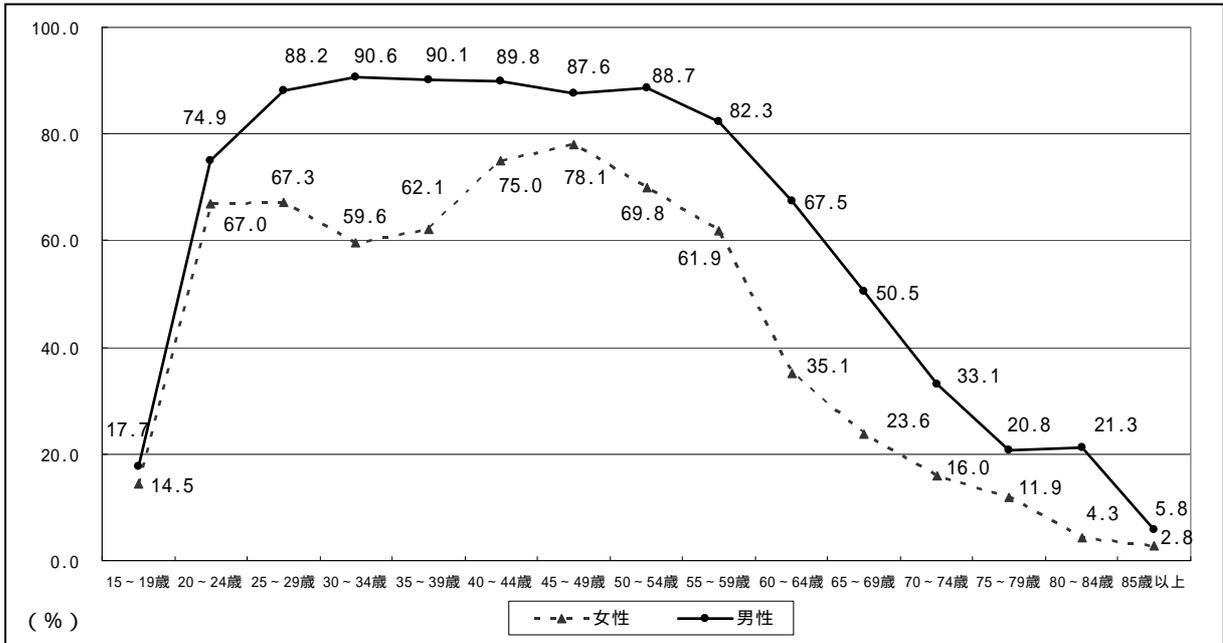
	家族構成	実数 (戸)		構成比 (%)	
		平成12年	平成17年	平成12年	平成17年
吉野ヶ里町	母子世帯数	81	103	1.7	2.0
	父子世帯数	5	7	0.1	0.1
	一般世帯数計	4,844	5,131	100.0	100.0
佐賀県	母子世帯数	4,482	5,182	1.6	1.8
	父子世帯数	491	520	0.2	0.2
	一般世帯数計	277,606	286,239	100.0	100.0

資料 国勢調査

## 女性の就労状況

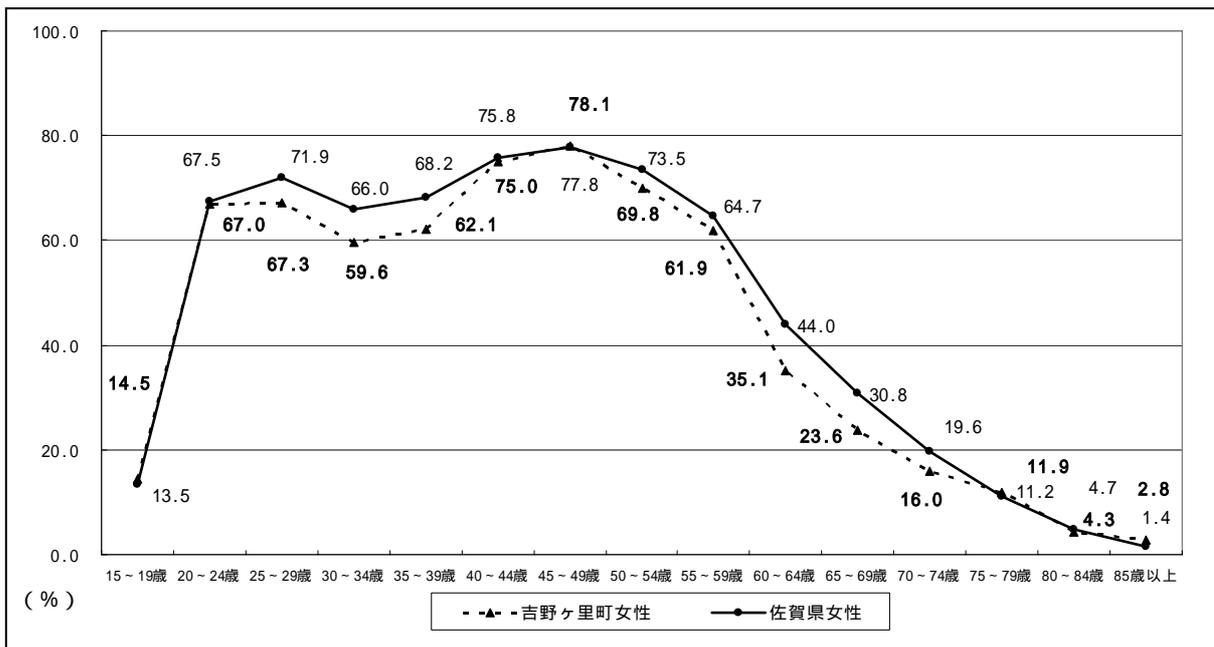
### 吉野ヶ里町における男女別5歳階級別就業率

- ・ 15 歳以上のすべての年齢層において、女性の就業率は男性に比べて低くなっています。
- ・ 女性の結婚、出産が多くなっていると思われる 25 歳から 49 歳にかけて、就業率のグラフが谷になっており、いわゆるM字曲線を描いています。



### 佐賀県と本町の女性の5歳階級別就業率

- ・ 佐賀県の 15 歳以上の女性の就業率と比べると、本町の女性の方がM字曲線の谷が深くなっており、就業率が低くなっています。



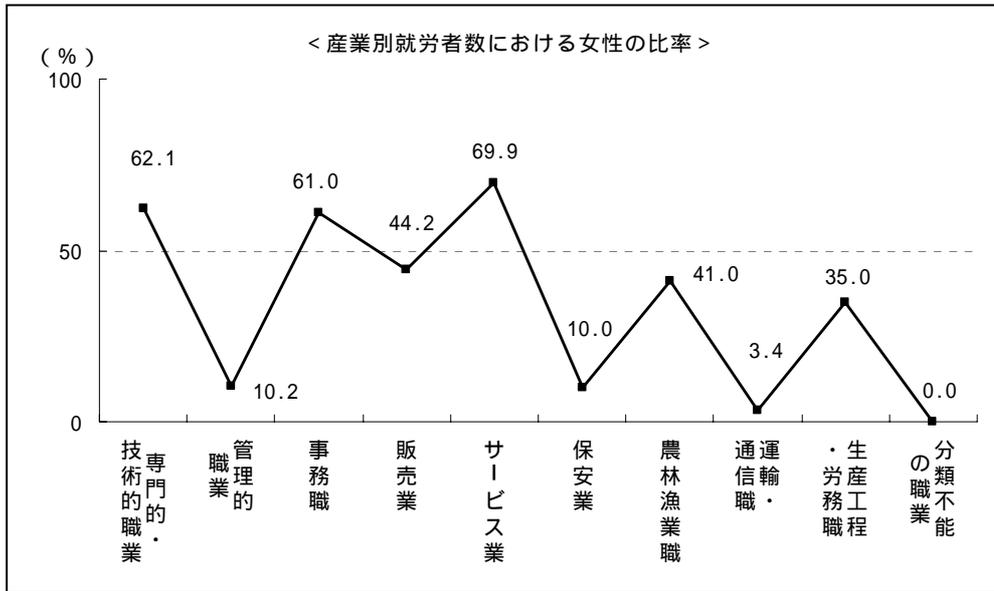
(単位：人、%)

	吉野ヶ里町						佐賀県		
	男性			女性			女性		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	6,429	4,442	69.1	7,041	3,392	48.2	393,909	191,206	48.5
15～19歳	504	89	17.7	497	72	14.5	24,449	3,292	13.5
20～24歳	499	374	74.9	488	327	67.0	23,909	16,137	67.5
25～29歳	526	464	88.2	535	360	67.3	25,748	18,506	71.9
30～34歳	530	480	90.6	552	329	59.6	27,112	17,883	66.0
35～39歳	477	430	90.1	530	329	62.1	25,428	17,340	68.2
40～44歳	471	423	89.8	507	380	75.0	26,294	19,939	75.8
45～49歳	557	488	87.6	547	427	78.1	28,770	22,387	77.8
50～54歳	593	526	88.7	567	396	69.8	33,089	24,321	73.5
55～59歳	581	478	82.3	586	363	61.9	33,471	21,654	64.7
60～64歳	424	286	67.5	478	168	35.1	27,350	12,039	44.0
65～69歳	370	187	50.5	436	103	23.6	26,808	8,248	30.8
70～74歳	369	122	33.1	495	79	16.0	27,810	5,457	19.6
75～79歳	274	57	20.8	353	42	11.9	25,204	2,820	11.2
80～84歳	150	32	21.3	256	11	4.3	19,205	908	4.7
85歳以上	104	6	5.8	214	6	2.8	19,262	275	1.4

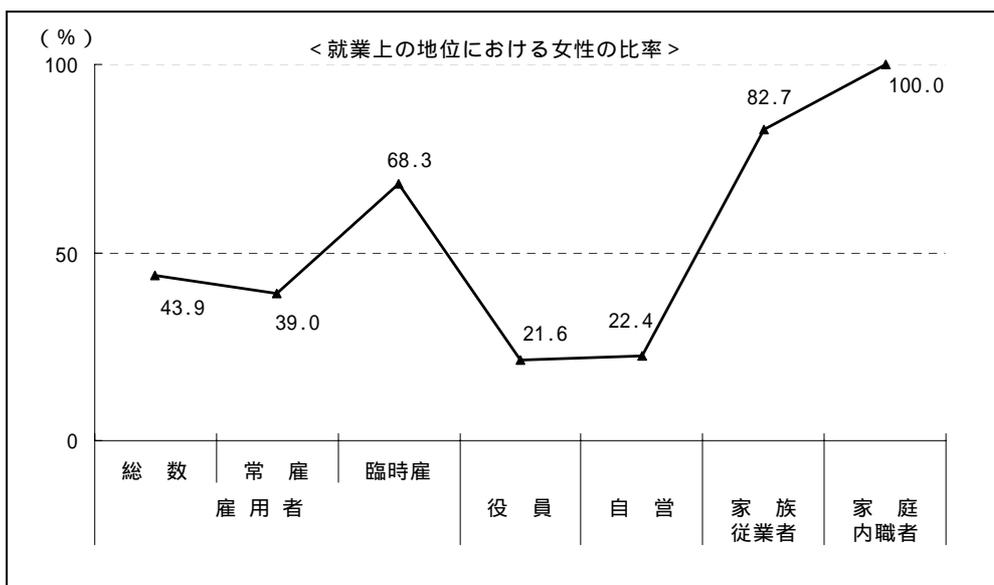
資料 平成 17 年国勢調査

## 職業別就業者数、就業上の地位における女性比率

- ・産業別就労者数を見ると、管理的職業、保安業、運輸・通信業において、特に女性の割合が低くなっています。
- ・就業上の地位を見ると、臨時雇用、家族従業者、家庭内職者における女性の割合が高くなっています。



	総数	技術的・専門的職業	管理的職業	事務職	販売業	サービス業	保安業	農林漁業職	運輸・通信職	生産工程・労務職	分類不能の職業
全体(人)	7,834	1,028	157	1,272	789	677	751	551	232	2,376	1
女性(人)	3,392	638	16	776	349	473	75	226	8	831	0
女性構成比(%)	43.3	62.1	10.2	61.0	44.2	69.9	10.0	41.0	3.4	35.0	0.0



	総数	雇用者			役員	自営	家族従業者	家庭内職者
		総数	常雇	臨時雇				
全体(人)	7,834	6,374	5,297	1,077	218	805	423	14
女性(人)	3,392	2,801	2,065	736	47	180	350	14
女性構成比(%)	43.3	43.9	39.0	68.3	21.6	22.4	82.7	100.0

## 女性の方針決定の場への参画

- ・首長、自治会長、議員に関して、現在、女性はいません。
- ・審議会・委員会等への女性の登用率は、吉野ヶ里町が総合計画に掲げた目標である30%と比較して低い割合となっています。
- ・町における管理職は現在25名のうち、女性は2名です。

### 首長、自治会長、議員の状況

	女性(人)	男性(人)
町長	0	1
副町長	0	1
自治会長	0	39

	女性(人)	男性(人)
議員	0	15

資料 吉野ヶ里町(平成22年4月1日現在)

### 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況

	審議会等数(人)	うち女性委員のいる審議会	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性比率(%)
平成19年	15	13	177	37	20.9
平成20年	16	14	191	36	18.8
平成21年	19	16	287	50	21.2
平成22年	17	16	195	48	24.6

広域の審議会を除く

### 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性の登用状況

	教育委員会 女性委員数 (人) (総数5人)	選挙管理 委員会 (人) (総数4人)	監査委員 (人) (総数2人)	農業委員会 (人) (総数21人)	固定資産 評価審査 委員会 (人) (総数4人)	女性委員数 合計(人) (総数36人)	女性委員 割合(%)
平成18年	1	0		0	0	1	2.9
平成19年	2	0	0	2	0	4	11.1
平成20年	2	0	0	2	0	4	11.1
平成21年	2	0	0	2	0	4	11.1
平成22年	2	0	0	2	0	4	11.1

### 吉野ヶ里町における女性の職員数と管理職(課長級以上)の状況

	職員総数 (人)	うち女性 職員数 (人)	女性比率 (%)	管理職 総数 (人)	うち女性 管理職数 (人)	管理職 女性比率 (%)
平成18年	156	52	33.3	22	0	0.0
平成19年	150	51	34.0	22	1	4.5
平成20年	151	51	33.8	20	1	5.0
平成21年	151	51	33.8	23	1	4.3
平成22年	146	50	34.2	25	2	8.0

〔資料2 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定部会委員名簿〕

委員会 役職	氏 名	団体・機関等
部会長	筒井 佐千生	男女共同参画を進める会
副部会長	岡 恵美子	男女共同参画を進める会
委 員	中島 登美子	男女共同参画を進める会
委 員	宮地 昌則	区 長 会
委 員	山田 澄雄	識 見 者
委 員	江口 優子	子 育 て 世 代 代 表
委 員	白石 愛子	子育てサークル等関係者
委 員	田村 幸子	佐賀県くらし環境本部 男女参画・県民協働課
委 員	向井 信介	牟 田 建 設
委 員	中川 寿美	公 募 委 員
委 員	中村 佐知江	公 募 委 員
委 員	那須 紀子	公 募 委 員
委 員	嘉村 恵子	公 募 委 員

アドバイザー

氏 名	役 職
香川 せつ子	西九州大学子ども学部 学部長

〔資料3 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定庁内委員会名簿〕

氏 名	課 名	役 職
徳安 信之	企 画 課	係 長
三好 千春	住 民 課	係 長
福光 淳子	福 祉 課	係 長
重松 了二	保 健 課	副 課 長
佐藤 吉宏	農 林 課	副 課 長
山崎 正明	都 市 計 画 課	副 課 長
加々良 隆弘	環 境 課	係 長
城尾 良信	商 工 観 光 課	副 課 長
久保 伸洋	学 校 教 育 課	係 長
伊藤 康成	社 会 教 育 課	係 長
事 務 局 総 務 課		

〔資料4 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定の経緯〕

期 日		内 容	備 考
平成 22 年	6月21日	第1回策定部会 ・委嘱状の交付 ・部会長・副部会長の選任 ・基調講演 ・男女共同参画基本計画策定の趣旨、取り組みの経緯、目的及び位置づけ、策定方針、策定体制 ・今後の進め方	・アドバイザー香川氏による講演 「男女共同参画の実現に向けて～これまでとこれから～」
	7月23日	第1回庁内委員会 ・男女共同参画基本計画策定の趣旨、取り組みの経緯、目的及び位置づけ、策定方針、策定体制 ・今後の進め方 ・庁内の施策実施状況調査について	
	7月下旬 ～8月上旬	・関係団体ヒアリング調査 ・庁内の施策実施状況調査	・ヒアリングは商工会女性部、婦人会、ボランティア、企業など計7団体に実施
	8月24日	第2回策定部会 ・ヒアリングと各課の施策実施状況の報告 ・吉野ヶ里町の課題の整理 ・ワークショップ形式による課題の検討	・ワークショップは2班に分かれ、基本目標に沿って検討
	9月24日	第3回策定部会 ・男女共同参画基本計画の施策の方向性の検討	
	10月15日	第2回庁内委員会 ・男女共同参画基本計画素案の検討	
	11月19日	第4回策定委員会 ・前回の意見を受けた修正点の確認 ・男女共同参画基本計画素案の検討	
	12月6日 ～27日	パブリックコメントの実施	
平成 23 年	1月28日	第5回策定委員会 ・パブリックコメントの結果の報告 ・計画案の確定	

## 〔資料5 関係法令〕

### 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正年月日:平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

#### 目次

前文

第一章 総則(第一条~第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条~第二十条)

第三章 男女共同参画会議

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害

する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
- (都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- (国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
- (苦情の処理等)
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
- (調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
- (国際的協調のための措置)
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則 (抄)

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律（抄）

（平成十三年四月十三日法律第三十一号）

最終改正年月日：平成一九年七月一日法律第一一三号

## 目次

前文

第一章 総則（第一条 第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 第五条）

第三章 被害者の保護（第六条 第九条の二）

第四章 保護命令（第十条 第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条 第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条 第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の指示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和二十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）を、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- （管轄裁判所）

第十一条～第二十二条（略）

## 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則（略）

## 【用語解説】

### 育児・介護休業法

正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。法律に規定されている労働者の育児・介護休業について、事業主が制度を設けるものです。子どもの養育や高齢者の介護などのために、従業員が休みを取ることができる制度の設置などを事業主が行うことにより、労働者の雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとされています。

### M字型の就労

日本の女性の年齢階層別の労働力率（労働力人口 / 15歳以上の人口）は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字曲線を描いています。結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことがわかります。

### 家族経営協定

家族経営協定は、家族農業経営をより良いものにするために、労働時間・労働報酬・休日などについて文書により取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するものです。

### 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

### ジェンダー

肉体的な性別に対して、「男らしさ」、「女らしさ」のように、歴史的・社会的・文化的につくられた性別を指します。社会やしつけ、教育によって後天的に形成されるものとされています。

### 女子差別撤廃条約

昭和54年（1979年）に国際連合で採択され、昭和56年（1981年）に発効しました。政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他あらゆる分野における男女平等の実現のため必要な措置を定めています。日本は、昭和60年（1985年）に批准し、男女雇用機会均等法や国籍法などの整備が行われています。

### ストーカー行為

恋愛感情その他の好意の感情、またはそれが満たされなかったことから、特定の人やその家族などに対して待ちぶせやつきまとい、乱暴な言動、名誉を害する行為などを繰り返して行うことをいいます。

### セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

性差別の具体的な現れとして職場や学校などで起きる性的いやがらせを指します。相手の意に反した性的な言動であり、身体への不必要な接触、性関係の強要、性的なうわさを流す、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。男女が等しく政治的・経済的・社会的及び文化的

利益を得ることができ、ともに責任を担うべき社会を目指すものです。

「参画」とは、単なる参加ではなく、積極的に意思決定に加わるという意味が込められています。

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画政策推進の包括的根拠法。男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、基本理念・方向を示し、国・自治体・国民の責務を定め、取り組みを推進するための法律です。

### 男女雇用機会均等法

雇用の分野で、男女に平等に機会が与えられ、待遇が確保されることを目指す法律です。また、女性労働者に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とします。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にあるパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力を指します。

### 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、被害者の相談を受けたり、一時保護を行ったりするなどの機能を果たすことや、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定しています。

### ポジティブ・アクション

社会のあらゆる分野における活動の機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供することを言います。審議会等委員の登用や、公務員の採用・登用等 dengan こうした措置が進められています。

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

平成 6 年（1994 年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱され、今日、女性の人権の重要な一つと考えられるようになってきました。

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

### ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すものです。

吉野ヶ里町男女共同参画基本計画  
(DV被害者支援計画を含む)

平成23年3月発行

編集・発行 吉野ヶ里町 総務課

〒842-8501

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田321-2

TEL : 0952-37-0330

FAX : 0952-52-6189

URL : <http://www.town.yoshinogari.lg.jp>

